

第五條

取扱注意

125

昭和四十六年十月十八日

琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国
との間の協定の擬問擬答 (第五条)

条
約
局

○第五條

目次

問五―1 沖繩の裁判所制度について述べよ。

問五―2 施政権、領土移転等の際の裁判引継ぎに関する国際法上の原則はどうか。民事裁判及び刑事裁判の場合につきそれぞれ例をあげよ。

問五―3 2項及び3項でいう「裁判権を引き継ぐ」とはいかなる意味か。協定第1条1項の「司法上のすべての権力を行使するため」の完全な権能及び責任を引き受ける」との關係いかん。

問五―4 協定第5条第1項及び第2項の趣旨はどうか。

問五―5 なぜ米国民政府裁判所の民事事件を引き継ぐのか。

問五―6 協定第5条1項の民事の最終的裁判が「公の秩序又は善良の風俗」に反する場合とはいかなる場合か。

問五―7 協定第五条に關する合意議事録1項にいう「最終的決定」、「最終的命令」とは、それぞれいかなるものか。「最終的裁判」といかなる違いがあるか。奄美返還協定第五条には単に「最終的裁判」とあり、「最終的決定」又は「最終的命令」についてはなんら觸れていないがどうか。

問五―8 協定第五条第二項の「訴訟当事者の実質的な権利及び地位をいかなる意味においても害することなく」とは何か。

問五―9 米国民政府裁判所に係属した民事事件はどのくらいあるのか。また、現にどのくらいの民事事件が係属しているか。

問五―10 琉球列島米國土地裁判所に係属中の事件はどうか。

問五―11 沖繩の裁判所の民事裁判については、再審が認められるのか。

問五―12 米国民政府裁判所の民事確定判決については、異民族による裁判であつたこと及び公用語が英語であつたことにかんがみ、すべての事案につき再審を認めるべきではないか。(日弁連の要求)

問五―13

琉球政府裁判所の民事の確定判決について、上告理由がある場合、憲法に照らし著しく正義に反する場合、公序良俗に反する場合には、再審を認めるべきではないか。
(日弁連の要求)

23

問五―14

沖繩では、軍人、軍属等による沖繩住民に対する不法行為に対して損害賠償の裁判を起す権利がなく、外国人請求法による強制的な示談による解決の途しかなかつたがどうか。(四六。五。十五、衆外沖連、松本議員)
右のごとき不法行為につき裁判を起しうる場合があるとするればどのような場合か。

24

問五―15

沖繩の刑事裁判を原則として引き継ぐこととした理由いかん。

29

問五―16

奄美群島返還のときと同じようなやり直し方式をなぜとらなかつたか。

30

問五―17

米国防領下の刑事裁判を引き継ぐことは不当ではないか。

31

問五―18

米国防領下において行使している司法権は、いわゆる大統領行政命令に基づくものであり、本質的には行政権ではないか。

32

問五―19 2項では、「引き続き裁判及び執行をする。」
(Japan:… will:…)とあるのに、3項では、「引
き続き手続を行ない又は開始することができる。」
(Japan:… may:…)となつてゐる理由いか
ん。

33

問五―20 協定第五条第三項の「被告人又は被疑者の実質的な権
利をいかなる意味においても害することなく」とはいか
なる意味か。

35

問五―21 「同日前に手続が開始されていたとしたならば係属し
ていたであろう刑事事件」とは、具体的にいかなる事件
か。

36

問五―22 刑事については、民事と異なり、裁判の効力を承認す
るといふ趣旨の文言がないのは、なぜか。

37

問五―23 外国法令である沖繩の刑罰法令を適用して処罰するこ
とは、憲法第三十一条違反ではないか。また、外国法令で
ある沖繩の刑事手続法令等によりなされた訴訟手続や刑
の執行を引き継ぐことも同様と考えるがどうか。

39

問五―24 復帰前の沖繩の裁判所がした裁判の刑の執行を引き継
ぐことは、憲法第三十二条に違反するのではないか。

40

問五―25

布告及び布令に定める刑罰規定の取扱いいかん。

42

問五―26

本土法令では処罰されないもので、布告・布令では処罰される復帰前の行為について、復帰後右布告・布令により処罰することは不当ではないか。本土法令より重い刑罰を定められたものについても同様と考えるかどうか。

43

問五―27

布告・布令に定める罰則規定を適用するのは不当ではない。

45

問五―28

憲法違反の沖繩の刑事関係法令を適用して沖繩の裁判所が行なつた手続や裁判の取扱いいかん。

48

問五―29

復帰前の行為について、本土の刑罰法令を適用して国外犯として処罰することができるか。

49

問五―30

わが国は復帰前といえども沖繩に潜在主権を有していたのであるから、国外犯の規定に限らずわが国の刑罰法令は沖繩に適用されているのではないか。(最高裁判小法廷判例)

51

問五―31

民政府の裁判所がした裁判の効果を認めることは不当ではないか。

53

問五― 32

が、沖繩の裁判は本土に比べ一般に重いといわれている。

問五― 33

ては、復帰前に確定した刑事裁判で執行済みのもので、ついでに復帰前に確定した第五條はなにもふれていないので、引き続きの対象ではないと考えるがどうか。

問五― 34

すべし。沖繩の裁判所がした刑事裁判をやり直し又は再裁判すべきではないか。また、このようにしては、特に、米国民政府の裁判所がしたかどうか。

問五― 35

復帰前に確定した刑事裁判の再審等の救済措置はないか。再審の特例ないし再審の道をつけるべきではないか。特に、米政府の裁判所の最終裁判についてその必要があるかと考えるがどうか。

問五― 36

復帰前の確定判決等につき復帰後再審、非常上告による裁判の結果無罪となつた者等についても、刑事補償法が適用されることになり、承知して、特補償に政府裁判所の判決により補償する理由はないので、米側に補償を要求すべきではないか。

問五― 37

うか。復帰前の沖繩における米軍の軍法會議をどう取り扱

問五― 38

権を米軍人につき復帰前の犯罪について米側が刑事裁判
よとなす事件について日本側が刑事裁判権を行使しない
こととするのは新たな立法事項であり、かかる事項が
協定本文で処理されず合意議事録で処理されたのはお
かしのではないか。

問五― 39

協定の効力発生前に犯した行為は、この規定は、この
その当の時に存在した規定を適用する。行政協定第十七条
の当該規定は、合意議事録中の規定は、軍法會議
に關する経過規定は、合意議事録中の規定は、軍法會議
に關する経過規定は、合意議事録中の規定は、軍法會議
による地位協定第十七条十二項が協定本文の中にある理
由にかん。返還協定でも本文に入るべきだつたので
はないか。

問五― 40

に地位協定第十七条十二項では、この協定発効前の犯罪
に協定第五條の協同意議事録では、復帰前の軍人の犯罪
に協定第五條の協同意議事録では、復帰前の軍人の犯罪
について地位協定第十七条十二項では、この協定発効前の犯罪
に協定第五條の協同意議事録では、復帰前の軍人の犯罪
なつては矛盾しては、係規定によることと

問五― 41

合意議事録3項第一文の地位協定第十七条の「関係規定に従い」とはいかなる意味か。「関係規定」としてはいかなるものがあるか。

70

問五― 42

復帰前の軍人の犯罪について軍法会議が引き続き裁判するとした場合いわゆる軍法会議のオブザーバー制度はどうか。

71

問五― 43

琉球政府裁判所及び米民政府裁判所にかかる事件（民・刑とも）の件数を明らかにせよ。

72

問五― 44

第五条に關する合意議事録2にいう「琉球政府の裁判所及び琉球列島米国民政府の裁判所」とは、具体的にいかなる裁判所をさすのか。

76

問五― 45

琉球政府の裁判所はなぜ平和条約発効日以降の裁判所に限定されるのか。

77

問五― 46

民政府は、一九五〇年一月一日の布告一号で設立されて以降の間に、なぜ民政府の裁判所は一九五五年四月一日以降のものに限定されているのか。琉球政府の裁判所と同様に平和条約発効の日以降の民政府の裁判所としない理由いかん。

78

問五― 47

復帰前の行為について効力を生かすこととする沖繩の「刑罰に関する規定」の内容いかん。(措置法第二十五条1項関係)

79

問五― 48

政令で復帰後効力を認めないこととする沖繩の「刑罰に関する規定」の内容いかん。(措置法第二十五条1項関係)

81

問五― 49

復帰前の行為について科せられる沖繩の「刑罰に関する規定」の刑は、復帰後いわゆる前科となるか。(措置法第二十五条1項関係)

82

問五― 50

復帰後の行為について、沖繩の罰則に法律としての効力を与えることとした理由いかん。(措置法第二十五条3項関係)

83

問五― 51

復帰前の輸出及び輸入、出入国その他の行為に対する罰則の適用について、沖繩と本土との関係は変更がなかつたものとみなす趣旨いかん。(措置法第二十五条5項関係)

85

問五― 52

沖繩の裁判所の刑事裁判権を復帰後わが国の裁判所に分配するにあつての基本的方針いかん。(措置法第二十六条関係)

86

問五― 53

く。本土の刑事関係法令の規定（刑罰に関する規定を除く。）を復帰前沖繩において生じた事項についても適用する理由いかな。〔措置法第二十七条1項関係〕

問五― 54

本土と沖繩の刑事関係法令の規定中、相当規定のある事項は、本土の当該規定に関する事項とみなし、かつ、沖繩の刑事関係法令上の効力を本土の刑事関係法令上の相当の効力とみなす趣旨いかな。〔措置法第二十七条1項関係〕

問五― 55

復帰の際、民政政府の裁判所に係属中の事件の従前の手続の効力及びその復帰後の手続いかな。〔措置法第二十八条7、8項関係〕

問五― 56

沖繩の刑罰法令に定める罪を犯した者に対する恩赦について、政府の所信を明らかにせよ。〔措置法第二十九条関係〕

問五― 57

沖繩復帰の際、本土の刑罰法令の罪を犯したものに對して、便乗恩赦が行なわれるといううわさを聞くが、この点について、政府の所信を問う。〔措置法第二十九条関係〕

問五― 58

沖繩の「刑罰に關する規定」に定める罪を犯した者
に對して、本土の恩赦に關する法令を適用できる理由
いかん。(措置法第二十九条關係)

98

問五― 59

刑事裁判權の承繼に關する特別措置法案の適用範圍と
返還協定との關係いかん。(措置法第三十条關係)

99

五― 60

(參考)

琉球政府の沖繩復帰対策要綱第二次分に
對する要請書(本年三月)中裁判に關する
部分の抜萃

101

五― 61

(參考)

本年五月八日付け日弁連の「沖繩復帰對
策に關する要望書」中裁判に關する部分の
抜萃

104

五― 62

(參考)

沖繩復帰に伴う特別措置に關する法律案
のうち裁判關係部分の抜萃

113

問五 一 一 沖繩の裁判所制度について述べよ。

答 現在沖繩には琉球政府の裁判所、米国民政府の裁判所及び米国民軍法会議があるが、これらは、琉球列島の管理に関する大統領行
政命令第十節等により次のごとく運営されている。

1 民事裁判制度

米国民政府の裁判所は、(1)高等弁務官が米国の利害等に影響を及ぼすと認める特に重大な民事事件、及び(2)米軍人、軍属、米政府の被用者である米国民、又は以上の者の家族（琉球人は除く）を当事者とする民事事件で当事者のいずれかの訴願に基づき高等弁務官が琉球又は米国民（又は米国民）の利害等に重大な影響を及ぼすと認める事件、に管轄権を有する。

琉球政府の裁判所は、前記(1)(2)の事件以外のすべての事件に管轄権を有する。前記(1)(2)のごとき事件が琉球政府の裁判所に提起された場合には、最終的判決がされる以前においては、い

つても、高等弁務官の命令によりこれを適当な民政府の裁判所に移送することができる。

（軍法会議は、民事事件については管轄権を有しない。）

2 刑事裁判制度

民政府の裁判所は、(1)軍属、(2)米政府の被用者である米国民、又は(3)前記(1)(2)の者の家族（琉球人は除く）の刑事事件に管轄権を有する。（軍人の刑事事件については軍法会議が管轄権を有するが、関係軍司令官が軍法会議の裁判権を行使しないことに決定し、高等弁務官に対し、他の裁判所に事件を移送することを特に通知した場合のみ民政府の裁判所が軍人の事件について管轄権を有する。）

琉球政府の裁判所は、前記(1)(2)(3)（及び軍人）を除くすべての人に対する管轄権を有する。

もつとも、琉球政府の裁判所が管轄権を有する刑事事件についても、高等弁務官が米国の利害等に影響を及ぼすと認める事

件については、民政府の裁判所が管轄権を有する。このような事件が琉球政府の裁判所に提起された場合には、最終的判決がされる以前においては、いつでも、高等弁務官の命令によりこれを適当な民政府の裁判所に移送することができ。

（注）いかなる事件が米国の利害等に影響を及ぼすものと認められるかについては、一九五八年以来数次にわたる米民政府書簡によつて、布令一四四号「刑法並びに訴訟手續法典」の条文別にあらかじめ指定されており、かかる事件については、個々の事件ごとに米民政府から裁判権を移譲する旨の意思表示があつて始めて琉球政府の裁判所が裁判権を行使できることになつてゐる。

（参考）民政府の裁判所による再審理

民事事件又は刑事事件について、琉球政府の高等裁判所の判決と民政府の上訴審裁判所の判決が相反する場合、又は米国法、国際法等の問題がある場合には、首席法務官が一定の条件によ

り申請する際は米民政府の上訴審裁判所は琉球政府の高等裁判所の判決を再審理することができる。(注..過去においてこの再審理権が発動されたことはない。)

問五 1 2 施政権、領土移転等の際の裁判引継ぎに関する国際法上の原則はどうか。民事裁判及び刑事裁判の場合につきそれぞれ例をあげよ。

答 1 施政権、領土移転等の際の裁判引継ぎ問題については、国際法は直接これを定めておらず、具体的な問題の処理は当事国間の取決めに一任されるのが普通である。

（もつとも、民事裁判の問題については、個人の既得権の尊重という観点から原則として引き継がれるのが普通である。

刑事裁判の問題についても、施政権や領土移転の際の社会秩序の安定性の維持という観点から一定の条件の下で引き継がれる例が多いようである。

2 個々の具体的な先例については、問題が個々の領土移転の特殊事情及び各当事国の司法制度を背景として締結された他国間

の条約の問題であり、したがつて、当方としてはこれらの条約につき有権的な解釈を行なう立場にないが、一応次のごとき例をあげることができる。

I 民事裁判

(1) 確定判決の引継ぎ

割譲地における割譲前の確定判決が当該判決の執行されるべき地域の権限ある当局によつて執行されるべき旨規定したものの。

米西間平和条約（一八九八年、第十二条1項）

米デンマーク間西インド諸島割譲協定（一九一六年、第八條1項）

仏印間シャンドルナゴール割譲条約（一九五一年、第八條1項）

仏印間ポンディシェリー割譲条約（一九五六年、第十四條4項）

（なお、右のほか、山東懸案細目協定—一九二二年—で

は、中国側は日本裁判所のなした民事裁判の効力を承認すべき旨の規定があり―第四条―、また、ドイツ・オランダ間国境条約―一九六〇年―では、被承継国の民事判決は執行命令発出の後承継国の国内判決と同様に執行されるべき旨の規定がある―第三十条1項―

(2) 係属中の事件の引継ぎ

係属中の事件は、当該事件の係属している裁判所又はかかる裁判所に代わつて設けられる裁判所によつて裁判されるべき旨を規定したものである。

米西間平和条約（一八九八年、第十二条2項）

米デンマーク間西インド諸島割譲協定（一九一六年、第八條2項）

（なお、仏印間ポンドンエリ―割譲条約―一九五六年―では、係属中の事件処理のため従前の裁判所の存続が認められているが、同時に、当事者が同意するところに

より、かかる事件を承継国の裁判所に移送することも認められてゐる（第十四条1、2、3項）

II 刑事裁判

(1) 確定判決の引継ぎ

割譲地における割譲前の確定判決が当該判決の執行されるべき地域の権限ある当局によつて執行されるべき旨規定したものの。

米西間平和条約（一八九八年、第十二条1項）

米・デンマーク間西インド諸島割譲協定（一九一六年、第八条1項）

仏印間シャンデルナゴール割譲条約（一九五一年、第八条1項）

仏印ポンディシェリー割譲条約（一九五六年、第十四条4項）

（なお、右のほか、山東懸案細目協定（一九二二年）では、中国側は日本裁判所のなした刑事裁判の効力を

承認すべき旨の規定がある。

(2) 係属中の事件の引継ぎ

米・デンマーク間西インド諸島割譲協定（一九一六年）の第十八条2項は、割譲地の第一審裁判所に係属中の事件は割譲後当該地域に設置される裁判所において確認されるべき旨規定している。また、仏印間ポンデイシエリ1割譲条約（一九五六年）の第十四条は、係属中の事件処理のため従前の裁判所の存続が認められることを規定するとともに、当事者が同意すれば事件はインド裁判所へ移送されうる旨定めている。

問五 1 3 2 項及び3 項でいう「裁判権を引き継ぐ」とはいかなる

意味か。協定第一条1 項の「司法上のすべての権力を行使するための完全な権能及び責任を引き受ける」との関係い
かん。

答 協定第一条1 項にいう「司法上の責任を引き受ける」の意味は、施政権の重要な構成要素の一つたる司法権が沖縄の施政権返還とともに日本に返還され、したがって、返還の日以降将来にわたつて日本が沖縄の司法権を行使する、ということである。これに対し、協定第五条2 項及び3 項にいう「裁判権を引き継ぐ」とは、民事及び刑事の事件で復帰の際未処理であるものについての具体的な裁判管轄権の交替を規定する意味であり、協定第一条1 項にいう司法権の意味とはおのずから異なるものである。

問五 1 4 協定第五条第一項及び第二項の趣旨はどうか。

答 民事裁判に関しては、奄美群島復帰の際と同様、沖縄における裁判所の最終的裁判の効力を認め、かつ、係属中の民事事件の裁判権を引き継ぐこととしたものである。

現在沖縄における司法制度は、琉球政府の裁判所と米国民政府の裁判所の二系列の裁判所により運営されており、いずれの裁判所の裁判も、法律的には外国裁判であるが、一般に外国の確定判決の効力を一定の要件のもとに承認することについては、すでに諸外国においても確立された原則となっており、わが民事訴訟法第二〇〇条（注）もその旨を規定している。そこでこの協定において、これらの裁判所でなされた最終的裁判は、公の秩序又は善良の風俗に反しない限りその効力を認めることとしたものである。

次にこれらの裁判所に継続中の民事事件については、社会秩序の安定性を維持しつつ円滑な復帰を図るといふ観点から、その裁判権を引き継ぎ、かつ、引き続き裁判及び執行をすることとしたものである。

(注) 民事訴訟法二〇〇条 条文

「(外国判決の効力) 外国裁判所の確定判決は、左の条件を具備する場合に限りその効力を有す

一 法令又は条約において外国裁判所の裁判権を否認せざること

二 敗訴の被告が日本人なる場合において公示送達によらずして訴訟の開始に必要な呼出若しくは命令の送達を受けたること又は、これを受けざるも応訴したること

三 外国裁判所の判決が日本における公の秩序又は、善良の風

四 俗に反せざること
相互の保証あること」

問五 一 五 　なぜ米国民政府裁判所の民事事件を引き継ぐのか。

答 　社会秩序の安定性を維持しつつ円滑な復帰を図るためには、沖縄において裁判所に係属中の民事事件の裁判権を引き継ぐことが適当である。琉球政府の裁判所及び米国民政府の裁判所はいずれも米施政権下における裁判所であるから、一方の裁判所に係属中の民事事件のみを引き継ぎ、他方は引き継がないとすることは妥当でない。

問五 1 6 協定第五条 1 項の民事の最終的裁判が「公の秩序又は善

良の風俗」に反する場合とはいかなる場合か。

答 裁判で確定された権利関係自体がわが国で認めることのできな
い性質。種類のものである場合を一般的に表現したものであるが、
たとえば、賭博で負けた金の履行を命ずる裁判が復帰前に行なわ
れている場合又はわが国では認められていない物権の存在を確認
する裁判が行なわれている場合等の事例があるとすれば、それは
公序良俗に反するとしてその効力は認められないこととなる。

問五 一七

協定第五条に関する合意議事録一項にいう「最終的決定」「最終的命合」とは、それぞれいかなるものか。「最終的裁判」といかなる違いがあるか。奄美返還協定第五条には単に「最終的裁判」とあり、「最終的決定」又は「最終的命合」については何ら触れていないがどうか。

答 裁判、特に民事訴訟に関する裁判においては、英米法上一定の

判決が「命合」（たとえば支払命合）又は「決定」（たとえば離婚決定）という形でなされることが多いところ、このような「命合」又は「決定」は広義の意味で裁判（又は判決）に含まれると解されているが、合意議事録においては念のため右を確認したものにすぎない。したがって、奄美返還協定における「最終的裁判」と今般の協定第五条一項の「最終的裁判」とは実質的に同じ意味である。

問五 18

協定第五条第二項の「訴訟当事者の実質的な権利及び地位をいかなる意味においても害することなく」とは何か。

答 奄美群島の復帰協定第五条と同一の表現によつたもので、係属中の民事事件の裁判権の引継ぎに際しては、訴訟当事者の実質的な権利及び地位に不利な影響を与えないことを合意した趣旨である。

(注、係属中の民事事件は、復帰後はわが国の民事手続法規により審理されることとなるが、手続法規の相違は、当事者の実質的な権利及び地位を害することにはならない。)

問五 19 米国民政府裁判所に係属した民事事件はどのくらいあるのか。また、現にどのくらいの民事事件が係属しているか。

答 現在までに係属した事件は一〇三件あるが、現在一件が係属中であり、他はいずれも終結している。

問五 1 10 琉球列島米國土地裁判所に係属中の事件はどうなるか。

答 琉球列島米國土地裁判所は、固有の意味での裁判所ではなく、したがって、協定第五条の「裁判所」には含まれないから、係属中の事件は、日本側には引き継がれない。

問五―Ⅱ 沖繩の裁判所の民事裁判については、再審が認められるのか。

答 沖繩の裁判所の民事裁判は復帰後はわが国の裁判と同様の効力を認められるから、民事訴訟法第四二〇条の再審事由にあたる場合には再審が許されることとなる。

(注) 民事訴訟法四二〇条 条文

「(再審事由) ①左の場合においては確定の終局判決に対し再審の訴を以て不服を申立つることを得但し当事者が上訴によりその事由を主張したるとき又は之を知りて主張せざりしときは此の限に在らず

- 一 法律に従ひて判決裁判所を構成せざりしとき
- 二 法律により裁判に關与することを得ざる裁判官が裁判に關与したるとき

三 法定代理権、訴訟代理権又は代理人が訴訟行為を為すに必要なる授權の欠缺ありたるとき

四 裁判に關与したる裁判官が事件に付職務に關する罪を犯したるとき

五 刑事上罰すべき他人の行為に因り自白を為すに至りたるとき
又は判決に影響を及ぼすべき攻撃若は、防禦の方法を提出することを妨げられたるとき

以下略

問五 112 米国民政府裁判所の民事確定判決については、異民族に

よる裁判であつたこと及び公用語が英語であつたことにか
んがみ、すべての事案につき再審を認めるべきではないか。

(日弁連の要求)

答 外国の確定判決の効力を一定の要件のもとに承認することにつ
いては、すでに諸外国においても一般に行なわれており、わが民
事訴訟法第二百条もその旨を規定しているのである。したがつて、
米国民政府の確定判決が異民族による裁判であること、公用語が
英語であることは、その効力を承認する妨げとなるものではない。
本協定は、沖縄の社会秩序を維持し、法的安定性を確保しつつ
その円滑な復帰を図る必要があるとの観点から、民政府裁判所の
民事裁判についても原則としてその効力を承認することとしたの
であるから、これを一般的に否定するような措置をとることは、
法的安定性を害し、かえつて混乱を生ずることとなると考へる。

問五 1 13 琉球政府裁判所の民事の確定判決について、上告理由がある場合、憲法に照らし著しく正義に反する場合、公序良俗に反する場合には、再審を認めるべきではないか。(日弁連の要求)

答 琉球政府裁判所の民事確定判決が公序良俗に反する場合には、判決の効力自体が認められないから、再審を認める必要はない。上告理由がある場合、憲法に照らし著しく正義に反する場合には、それが民事訴訟法第四二〇条の再審事由にあたる限度において再審が可能であろう。

問五―14 沖繩では、軍人、軍属等による沖繩住民に対する不法行

為に對して損害賠償の裁判を起す権利がなく、外国人請求法による強制的な示談による解決の途しかなかつたがどうか。(四六・五・十五 衆外沖運、松本議員) 右のとき不法行為につき裁判を起し得る場合があるとするればどのような場合か。

答 1. 沖繩の裁判制度は、琉球列島の管理に関する大統領行政命令等により運営されているが、これらによれば御指摘のごとき事件について米人を相手に損害賠償請求の裁判を起すことは原則としては排除されていない(行政命令第十節 a、b)ので、これらの事件につき沖繩住民が裁判を起す権利がないと一概に

いうことはできない、と考える。

2 もつとも、右行政命令によれば米政府又はその機関に対しては裁判を提起することはできないこととなつており（第十節e、したがつて、軍人等の公務に係る事件については裁判を提起することには問題があるものと考えられる）、他方、（軍人等の私人としての行為に係る事件のとき）裁判を提起できる事件であつても、軍人等を直接に裁判で相手にして勝訴しても相手の支払能力等から所期の目的が実際上期し難い等の考慮から、沖繩においては、これらの事件に關する損害補償は直接外国人請求法によつて解決されることとなつているものと承知している。かかる解決については、すべての点にわたつては必ずしも満足な解決が得られないという点で被害者に同情すべきところもあることは推測に難くないが、当方としては、米例としても公正妥当という観点より解決に努めているものと確信している。

(参考) 四六。五。十五 衆。外務。沖特連合審査

○松本(善)委員では、別の問題をお聞きしようと思ひます。山中総務長官に伺ひたいのでありますが、沖繩の県民の人権侵害問題であります。世界人権宣言の三条では、生存、自由、身体の安全を保障しております。十七条は、財産がほしいままに奪われなことを規定しております。沖繩の人権侵害といふのは、人権侵害のショールウインドーだといふふうなことで、いわれておる。あらゆる分野の人権侵害があります。人権宣言の八条では、生命、身体、財産など基本的権利に対する侵害に対し、裁判所による効果的な救済を受ける権利が規定をされております。

総務長官に伺ひたいのは、沖繩では、県民がアメリカの軍人や軍属によつて殺されたり傷つけられたり財産を奪われたりしたのに対して、損害賠償の裁判を起こす権利があつたとお考へになつておられるかどうか、この点について総務長官の御意見を伺ひたいと思ひます。

○山中国務大臣 条約局長に、、、。

○松本（善）委員 いや、だめです。この基本的な問題についてこの時点で総務長官や外務大臣が何と考えておられるかというところがきわめて大事なんです。この点について率直な御意見を伺いたいと思います。

○山中国務大臣 そうおこられるほどの問題じゃないと思うのですね。私の言っているのは、沖縄の現状については確かに人権侵害の事実が多過ぎると思います。しかし、それを国際的に人権宣言の立場から見ると、そういう裁判権があるかどうかの問題については、やはり法律の専門家の意見が必要であろうと考えましたので、ちよつと打ち合わせをしたということでもあります。

○松本（善）委員 それでは私は外務大臣にお聞きいたしました。外務大臣は対米請求権で折衝しておられる、沖縄県民がこういう人権侵害について米軍人に対して裁判を起すことができたかどうか、この点についての外務大臣の認識を聞きたいかがであります。

○愛知国務大臣 これは従来もしばしばいろいろな論議がございましたように、そういう点が占領下において沖縄の方々が非常な

人権的に迷惑を受けられていた点であつて、裁判の請求ですか、申請等につきましても必ずしも完べきに行なわれておつたとは思いません。

○松本（善）委員 必ずしも完べきに行なわれなかつたといふのではなくて、できなかつたのであります。外国人損害賠償法といふのがありますが、これは示談書に署名をして初めて支払われる。これは強制的な示談なんです。裁判を受ける権利はなかつたのです。これほどひどい人権侵害はないのです。そういう事態であり、それから一万五千ドル以上の支払についてはアメリカの議会の承認が要るので、これ以上については実際上は支払われていないのです。だから、したがつて、たとえば伊江島では右腕切断、右下腿部貫通銃創、こういふような重傷を受けた人が三十八名いますけれども、それは補償を受けていないのです。これはいわばジラード事件のようなことが、本土では大問題になりますけれども沖繩では幾らでもあるのです。外務大臣は対米請求権の問題について折衝するについて、一体こういうことがどれだけの件数あり、どれだけの額があるかということとを調べた上で交渉しておられるかどうか、その点を伺いたいと思ひます。

問五 1 15 沖繩の刑事裁判を原則として引き継ぐこととした理由い
かん。

答 復帰前後の沖繩の社会秩序を維持し、その法的安定性を確保す
ることは、沖繩の円滑な復帰を図るうえに必要な不可欠であるとの
観点から民事も刑事とも沖繩の裁判を原則として引き継ぐこととした
ものである。

問五 16 奄美群島返還のときと同じようなやり直し方式をなぜとらなかつたのか。

答 沖縄は、奄美大島、小笠原とは、人口、社会事情その他諸般の点において著しく事情を異にし、^(注)いわゆるやり直し方式をとることは、その社会秩序を維持し、法的安定性を図る見地から、妥当でない。また、この方式をとること自体、本土一体化を進めてきた沖縄の現状にそぐわないばかりでなく、沖縄県民一般の期待と利益にも合致しないと考える。

(注) 奄美大島返還のときは、受刑者八一人、起訴勾留中の者五人合計八六人の身柄拘束者がおり、このうち受刑者二三人について復帰後国外犯の規定を適用して(再)起訴した。今回の沖縄については、本年二月二七日現在受刑者四八三人であり、また、三月一日現在、琉球政府の裁判所の未済の刑事事件は一、二〇九人、少年の保護事件は一、四七八人合計二、六八七人であり、受刑者及び係属中の人員においても相当事情を異にする。

問五―17 米国占領下の刑事裁判権を引き継ぐこととしたのは、不当ではないか。

答 現在、米国は、対日平和条約第三条に基づき、沖縄の施政権者として、行政、立法及び司法上の権限を行使しているものであるが、その刑事司法の内容は、近代的法治国家の諸原則に適合していると認められるばかりでなく運営の実態も琉球政府の裁判所の場合、わが国のそれとほとんど一致している。したがって、沖縄における社会秩序の維持、法的安定性を図る観点から、その刑事裁判権を引き継ぐことは妥当であると考えたのである。

問五―18 米國が沖繩において行使している司法権は、いわゆる大

統領行政命令に基づくものであり、本質的には行政権でないか。

答 現在、沖繩において行使されている司法権は、なるほど、米國大統領行政命令である琉球列島の管理に関する行政命令（一九五七年行政命令第一〇七一三号）に基づくものではあるが、これは、沖繩の特殊事情から、米國法制上そのようなかたちをとつてゐるにすぎないと思われ、その司法権は、平和条約第三條にいう司法上の権力の行使にほかならないのであり、また、その実質からみても、司法権の作用であることはきわめて明らかであつて、これを引き継いで、わが國の裁判所が行使すべき裁判権に属せしめることになんら問題はないと考える。

問五 1 19 2項では、「引き続き裁判及び執行をする。」(Japan……)

WILL……) とあるのに、3項では、「引き続き手続を行ない又は開始することができる。」(Japan…… may……) となつてゐる理由いかん。

答 2項及び3項は、それぞれ民事及び刑事の係属中の事件につい

ての裁判権の引継ぎを規定するものであるが、民事事件については、社会秩序の安定性を維持しつつ円滑な復帰を図るとの観点からその裁判権を引き継ぎ、かつ、一般的に引き続き裁判及び執行をすることとしたものである。これに対して、刑事事件の場合には、民事事件の場合と同様に社会秩序の安定性を維持しつつ円滑な復帰を図るとの観点からその裁判権は原則として引き継ぐこととしながら、刑事裁判というものの本質からして、その引継ぎの具体的態様については最終的にはわが国の憲法、刑事司法の基本

的 理 念 上 の 要 請 を 考 慮 し つ つ 行 な わ れ る べ き は 当 然 で あ り 、 御 指
摘 の 表 現 上 の 相 違 は か か る 民 事 裁 判 と 刑 事 裁 判 と の 性 質 上 の 相 違
か ら 生 じ た も の で あ る 。

問五 1 20 協定第五条第三項の「被告人又は被疑者の実質的な権利をいかなる意味においても害することなく」とはいかなる意味か。

答 本文言は、刑事裁判権の引継ぎにあつては、被告人又は、被疑者のもつ固有の権利をいささかでも害することのないよう配慮するという、刑事裁判権の引継ぎにあつての基本的な態度を一般的に宣明したものである。具体的には、たとえば公訴時効など、復帰前の沖繩の刑事関係法令によつてすでに生じた被告人又は被疑者の権利が復帰に伴つて覆えされることのないようにするということであるが、これとは別に、陪審制の有無など、彼我の司法制度、手続法等の差異により招来される取扱いの相違は、被告人又は被疑者の公正な裁判を受ける権利をそこなうものではなく、わが国の法制においても十分その権利は保障されているというべきであるから、本条項になんら抵触するものではない。

問五 1 21 「同日前に手続が開始されていたとしたならば係属しているたであろう刑事事件」とは、具体的にいかなる事件か。

答 具体的には、復帰前の犯罪事件で、未発覚のもの又は発覚していても公訴提起が復帰の日前に行なわれておらないものであつて、もし公訴提起が復帰の日前に行なわれていたならば琉球政府裁判所又は米民政府裁判所に係属したであろうとき事件である。日本側は、協定第五条三項により、かかる事件についても復帰の日に裁判権を引き継ぐこととなり、引き続き手続を行ない又は開始することができることとなる。

問五 1 22 刑事については、民事と異なり、裁判の効力を承認するといふ趣旨の文言がないのは、なぜか。

答 刑事については、沖縄の裁判所がした確定裁判の効力を承認することを協定上明らかにすれば、前科その他の点についても、わが国の裁判所がした確定裁判とすべて同一の効力を認めなければならぬこととなるおそれがあり、かくては、現在、本土刑罰法令の刑と沖縄の刑罰法令の刑とが相互に前科となつていない等の事情にかんがみ、適当でないと考えたからである。もつとも、特別措置法案において、刑事裁判権や刑の執行の承継に伴う国内措置の問題として、所定の効力を認めているところである。

問五 123

外国法令である沖繩の刑罰法令を適用して処罰することは、憲法第三一条違反ではないか。また、外国法令である沖繩の刑事手続法令等によりなされた訴訟手続や刑の執行を引き継ぐことも同様と考えるがどうか。

答 わが国法上なんらの措置を講ぜず、外国の刑罰法令を適用したり、外国の刑事手続法令等によりなされた訴訟手続や刑の執行を引き継ぎ行なうこととするならば格別、復帰の際の特別措置法によりこのような措置をとることができ、これを合理的な範囲で明定し、これを根拠に行なり以上、憲法第三一条に違反するものではない。

問五 1 24 復帰前の沖縄の裁判所がした裁判の刑の執行を引き継ぐことは、憲法第三十二条等に違反するのではないか。

答 わが国の憲法は、わが国の主権が現に及んでいなかった地域が新たにわが国の主権の下に入つてくるような事態を予想した規定を置いていない。したがつて、ある地域が新たにわが国の主権の下に入つてくる、いかえれば、新たにわが国の憲法が適用される地域になる場合において、一定の合理的な理由の下に、所要の経過措置としてすでにその以前に当該地域において適法に生じている裁判の効果を引き継ぐことは、その内容が憲法の条規に反しない限り、わが国の憲法の禁止しているところではない。このことは、わが国の憲法が新たに施行された当時、すでに旧憲法下においてなされた裁判の執行を引き続いて行なつたことから、その一端がうかがわれる。ところで今回の沖縄返還協定においては、

41

沖繩の円滑な復帰を実現するうえに必要なとの観点から沖繩における裁判権を原則として引き継ぐとともに、その裁判の効果である刑の執行を引き続き行ないうることを明らかにしたのであつて、その引継ぎの対象となる裁判の内容、刑の種類等に照らし、わが国の憲法の各条項にふれるところは全くないと考える。

問五 1 25 布告及び布令に定める刑罰規定の取扱いいかん。

答 現在沖縄の刑罰法令は一九四五年当時沖縄に施行されていた旧日本法、琉球立法院による立法及び布告、布令の三つに大別され、この三者が相まつて沖縄の刑罰体系を構成しているものであり、また、復帰前の沖縄における社会秩序及び法的安定性の維持の観点から、復帰前の行為については、布告・布令に定める刑罰規定も含めて行為時法である沖縄刑罰法令を生かしてそのまま適用することとすべきものと考ええる。ただし、その場合わが憲法や刑事法令の基本的理念に反するようなものがある場合にこれらをも適用すべきでないことは当然であり、このような観点から、今後布告・布令に定める刑罰規定について、十分検討してまいりたいと考える。

問五 1 26

本土法令では処罰されないもので、布告・布令では処罰される復帰前の行為について、復帰後右布告・布令により処罰することは不当ではないか。本土法令より重い刑罰を定めたものについても同様と考えるがどうか。

答 復帰前の行為については、本来沖繩の刑罰法令が適用されるべきものであつたわけであり、このことは、復帰後においても、その事情になんらの変更はない。すなわち、復帰後の行為は、その当時の沖繩刑罰法令により処罰されるべき危険を負担したものであり、また、そのことによつて法秩序が維持されていたわけである。したがつて、沖繩刑罰法令中に、本土刑罰法令にないものがあり、あるいは刑がより重いものがあつても、復帰の際の経過措置として、いわば刑法六条の特例として、行為時の沖繩刑罰法令により処罰することとしても問題はなないと考える。また、そのことによ

つて、復帰前のいわゆるやりどくを防止し、復帰前後の法秩序の維持を図ることができると考える。

問五―27 布告、布令に定める罰則規定を適用するのは不当でないか。

答 布告、布令の罰則規定も、いわゆる旧日本法、立法院立法等の罰則規定と相まつて、復帰前の沖繩の社会秩序の維持に寄与してきたものであり、その規定の内容も、全体として、明確かつ合理的であり、ことさら別異に扱うことは妥当でない。また、一口に布告、布令の罰則といつても、一般の施政権下において必要とされるであろう各分野にわたる多種多様なものがあり、いちがいに米国の占領政策の実現と評し、さることとは適当でないばかりでなく、その刑罰体系も本土のそれより重いものもあるが、軽いものもあり、公訴時効の期間も長いものもあれば短いものもあつて（注二）、本土の刑罰法令よりいちがいに不利ということはできない。したがつて、復帰前の行為について、布告、布令に定める罰則規定

を適用することは、実質的にみても必ずしも不当とはいえない(注二)。

要は、個々の罰則規定について、適用の当否ないし要否を検討すべきことがらである。

(注一) たとえば、刑法並びに訴訟手続法典では、窃盗及び贓物故買の罰について五年以下又は六月以下の懲役刑(刑法ではたとえば窃盗については十年以下の懲役刑)が定められ、公訴時効の期間も、布告、布令の犯罪中故意殺人及び詐欺罪以外は三年である。(刑法では有期の懲役又は禁錮にあたるものは五年ないし十五年の公訴時効となつている。)

(注二) なお、布告、布令と旧日本法、立法院立法との関係は、布告、布令がいわば優位法である。

琉球政府の設立(一九五二年米国民政府布告第一三号)

第二條 琉球政府は、琉球における政治の全権を行なうことができる。但し、琉球列島米国民政府の布告、布令及び指令に従う。

問五 1 28 憲法違反の沖繩の刑事關係法令を適用して沖繩の裁判所
 が行なつた手續や裁判の取扱いいかん。

答 復歸の際係屬中の手續については、その効果を引き継いで復歸
 後裁判等を行なう以上、従前の手續がわが国の憲法に適合してい
 るかどうかを申立て又は職権により判断することとなる。しかし、
 復歸前に裁判が確定するなどして、すでに沖繩の刑事關係法令上
 適法な効果が発生し、通常の方法では動かしがたいものとなつて
 いる場合には、確定した既発の法的効果の引き継ぐという問題に
 なるが、この場合執行の引継ぎについては、刑の種類、内容が憲
 法に違反しない限り、復歸後わが国においてこれを執行すること
 については、憲法違反の問題を生じないと考える。^(注)

(注) 新憲法施行後も、旧憲法下の軍刑法、その他新憲法か
 らみれば違憲と思われような法令に基づき、軍法會議
 や裁判所によつてなされた裁判の執行を引き続き行ない、
 新憲法施行後、恩赦を行なつた事例がある。

問五 1 29 復帰前の行為について、本土の刑罰法令を適用して国外犯として処罰することができるか。

答 (復帰前既に確定判決があつたものについては既判力が生じているのでこれをさらに国外犯で処罰することは排除されるが、それ以外のものについては)

わが国の国外犯の規定は、復帰前後を問わず、沖縄における犯罪についても適用されてお^(注)り、ことに沖縄県民は日本国民であるから、刑法第三^(注)条の国外犯の規定の適用もある。この国外犯の規定を適用して裁判する権能は、わが国固有のものであり、今回の沖縄返還協定の刑事裁判権の承継とは関係がない。したがつて、復帰前の沖縄における犯罪について、本土の国外犯の規定を適用して処罰できることはいりまでもないが適用としては、沖縄の刑

罰法令により処罰できるものについては、原則としてこれによるのが妥当であると考えられ、この点は、選用遡達で明らかにする予定であると承知している。

(注) 「刑法第三条本文 本法ハ日本国外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル日本国民ニ之ヲ適用ス」

問五 1 30 わが国は復帰前といえども沖繩に潜在主権を有していたのであるから、国外犯の規定に限らずわが国の刑罰法令は沖繩に適用されているのではないか。(最高裁小法廷判例)

答 沖繩は平和条約第三条により米国の施政にゆだねられてきたのであり、したがって、わが国の刑罰法令が沖繩に潜在的に適用されていたとするのは、理論上も実際上も問題があり最近の裁判例もこれを否定していると考えられる(今回の返還協定及び特別措置法案も、全体としてわが国法が復帰前の沖繩に及んでいないという前提にたつて立案されている)。

(注) かつて最高裁弁一小法廷昭和三二年三月二八日決定では、潜在主権を根拠として、奄美大島に本土の刑罰法令がすべて潜在的に適用されており、ただ、返還前は、裁判権が停止されていたにすぎない旨判示しているが、最近では、大

阪地裁昭和四一年六月二十九日決定にみるように、沖縄県民の沖縄における犯罪は日本国民の国外犯であるとの前提にたつた実際の運用がなされている。政府は、この間、奄美大島以来この見解を踏襲して今日に至っている。

問五―31 民政府の裁判所がした裁判の効果を認めることは不当で

はないか。

答 民政府の裁判所も、琉球政府の裁判所とともに、沖縄の刑事司法をになつてきたものであり、法制は異なるが、近代法の諸原則にのつとつた裁判が行なわれてきたと考えられるので、これを別異に取り扱うことは妥当でない。また、その裁判の執行も、琉球政府の裁判所の確定裁判と同様な取扱いがされており、後日、琉球政府の裁判所において刑に処する場合には、民政府の裁判所が科した刑も執行猶予の可否、累犯加重の要否の基礎となるいわゆる前科となつていゝものであつて、裁判の効果の面からもかれこれ區別することはできない。したがつて、民政府の裁判所がした裁判の効果も引き継ぐことが妥当かつ合理的である。

問五―32 沖縄の裁判は本土に比べ一般に重いといわれているが、これをそのまま執行するのは不当ではないか。

答 沖縄の裁判所がした裁判が、本土の裁判所の裁判に比べ一般に不当に重いとは思われない。統計的にみると、琉球政府の裁判所がした裁判の方が、重い刑の占める率がわずかに高くなっているが、他方、裁判の対象となる犯罪についてみると、凶悪犯罪の占める率が本土よりかなり高くなっており（注）、いちがいにその軽重を比べることは妥当でない。なお、民政府の裁判所については、刑の方式を異にし、訴因ごとに刑を宣告する等の事情やら、わが国の裁判所の量刑とは結果的にかなり異なるものとなるが、他方、わが国にはみられない善時制等の執行面の調整制度もあり、全体の運営としては、形式的に軽重を論じえないと思われる。

（注） 昭和四一年から昭和四三年までの三年間の平均統計に

よると、自由刑を科せられた者のうち無期が沖繩では〇・一％であるのに対し、本土では〇・一三％となつていて、むしろ本土の方が高いが、一〇年をこえるものについては沖繩では〇・六二％であるのに対し、本土では〇・三七％となつている。これに対し、殺人、強盜致死傷、強盜強姦による求公判人員の全求刑人員に占める右三年間の平均割合は、沖繩では二・一％であるのに対し、本土では〇・七七％であつて、かなり低くなつてゐる。

問五―33

復帰前に確定した刑事裁判で執行ずみのものについては、返還協定第五条は何も触れていないので、引き継ぎの対象ではないと考えるがどうか。

答 返還協定第五条は、復帰前に確定した沖縄の刑事裁判で執行ずみのものについては直接触れていないことはご指摘のとおりであるが、同条は、裁判権の引き継ぎに関し必要最小限度でその取扱いを明定したにとどまり、同条第三項において、復帰の際琉球政府の裁判所及び琉球列島米国民政府の裁判所に係属中又は係属すべきであつた事件についての裁判権を原則として引き継ぎ、第四項において、これらの裁判所がした最終的裁判の執行を原則として引き継ぐこととしたゆえんは、復帰前の沖縄の刑事法制裁判制度を尊重し、これらを原則として引き継ぐことをたてまえとしたものである。仮に復帰前に確定した裁判で執行ずみのものについ

ては、なんらの効力を認めず、奄美大島返還のときと同じようなやり直し方式をとりうることにすれば係属中又は執行中の事件の扱いと著しく均衡を失するばかりでなく、その裁判の対象となつた人人の地位が、著しく不安定となり、裁判権の承継という返還協定第五条の大原則に反することとなると考える。

問五―34

沖繩の裁判所がした刑事裁判をやり直し又は再裁判すべきではないか。特に、米国民政府の裁判所がした刑事裁判については、そうすべきではないか。また、このようにしても、返還協定違反にならないと考えるかどうか。

答

返還協定は、沖繩の社会秩序を維持し、法的安定性を確保して、その円滑な復帰を図る必要があるという観点から、原則として沖繩の刑事裁判権を引き継ぐこととしたものであり、これとは逆に、沖繩の刑事裁判をいわば一般的に否定するような措置をとることは、所期の目的を達しえないこととなる。このことは、米国民政府の裁判所がした裁判についても、全く同様であつて、同裁判所も、琉球政府の裁判所とともに、沖繩の刑事司法の一翼をになつてきたものであり、法制の相違はあるとはいふものの、近代法の諸原則に基づいて運営されてきたものであつて、かれこれ區別す

ることは相当でないと考える。また、一般的にいわゆるやり直し方式をとることは、奄美大島返還協定第六条とは異なり、本返還協定では、その第五条第三項において原則として刑事裁判権を承継し、同条第四項において刑の執行を引き継ぐたてまえをとつたことからして、明らかに協定の趣旨に反することになると考える。さらに、いわゆる再裁判の道を講ずることも、結局沖繩の裁判の効果を一般的に否定する結果となり、やり直しの場合と同様協定の趣旨に反することとなる。

問五―35

復帰前に確定した刑事裁判の再審等の救済措置いかん。

再審の特例ないし再裁判の道を設けるべきではないか。

特に民政府の裁判所の最終裁判についてその必要があると考えるがどうか。

答

復帰前に確定した刑事裁判は、復帰前に生じた既発の確定した法的効果であるから、原則として刑事裁判権を承継することとする以上、復帰後その刑の執行を行なうたてまえをとることに問題はないと考える。ただ、個々の確定裁判の当否については、問題がある場合もあると考えられるので、琉球政府の裁判所と民政府の裁判所のいずれについても、現在、わが国の法令上認められている救済手続が適用できるようにすることが妥当である。したがって、刑事訴訟法の再審等の規定がいずれの確定裁判にも適用があることとしたのである。

特に民政府の裁判所の最終裁判について特例を設けなかつたのは、同裁判所の刑事手続は、法制こそ異なれ、近代法の諸原則にのつとつたものであり、特に別異に扱ふ必要はないと考えたからである。また、現行の再審制度に大幅な特例を設けて再審事由を拡大したり、再裁判の道を講ずることとするのは、沖縄の裁判の法的安定性と權威をそこなりおそれがあるばかりでなく、結局原則として刑事裁判権を承継するといふ返還協定の趣旨にも反することとなる。

問五 一 36

復帰前の確定判決等につき復帰後再審、非常上告による裁判の結果無罪となつた者等についても刑事補償法が適用されることになると承知しているが、特に民政府裁判所の判決により服役していた者等に係る補償については、日本側が補償する理由はないので、米側に補償を要求すべきではないのか。

答

刑事裁判の引継ぎについて返還協定第五条が、復帰前の沖縄における社会秩序及び法的安定性の維持という観点から、復帰前の既発の裁判に関連する効果を原則として認めるとのたてまえをとっていることは御承知のとおりであるところ、御指摘の刑事補償の問題については、裁判に関連するいろいろな効果を引き継ぐこととの関連で生ずる問題であるのでわが国の刑事補償法を適用してわが国において解決することが刑事政策的にも妥当であると判

断したものである。なお、刑事補償法を適用するにあつて琉球
政府裁判所関係のものと民政府裁判所関係のものとを異なつた扱
いにすることは返還協定第五条の趣旨からしても適当でないと思
える。

問五 一 37

復帰前の沖縄における米軍の軍法会議をどう取り扱うか。

答 本返還協定では、第五条に関する合意議事録第二項において、裁判権や執行を引き継ぐべき裁判所の対象を琉球政府の裁判所と米国民政府の裁判所に限ることを明らかにしており、米軍の軍法会議は引継ぎの対象とはならない。これらはいずれも軍固有の権能に発するものであり、本協定により引き継ぐべき刑事裁判権の範囲外の事からである。

問五―38

米軍人につき復帰前の犯罪について米側が刑事裁判権を日本国内で行使することとし、また、逆に、そのような事件について日本側が刑事裁判権を行使しないこととするのは新たな立法事項であり、かかる事項が協定本文で処理されず合意議事録で処理されたのはおかしいのではないか。

答1

協定第五条は、軍法会議に係る事件の引継ぎについては直接触れていないが、そもそも軍法会議は軍の本質的な属性であり、軍の権能として行なわれるものであり、かつ、復帰後にも米軍の駐留を認める以上軍法会議は消滅せず存続し、それなりに社会秩序の維持が図られることとなるので、米軍人の復帰前の犯罪について特に裁判権を引き継ぐことをしなかつたものであり、このことはすでに地位協定第十七条1(ロ)の定めるところに合致するものである。合意議事録3項第二文はこの点を念のため確

認したものにすぎない。

2 米軍人の復帰前の犯罪について米側が復帰後もわが国において軍法会議の裁判権を行使しうることにについては、第1に、復帰後も引き続き米軍の駐留を認める限り、米軍が、その軍人に対し軍の権能の一部として行なり軍法会議による裁判権の行使を復帰前の犯罪について復帰後もわが国内で行ないうることは一般国際法上当然認められるところであり、第2に、米軍当局が米軍人に対して日本国において裁判権を行使する権利を有することは地位協定第十七条1項(2)においても明確にされているところであり、合意議事録3項第一文は、この点を念のため確認したものにすぎない。

問五 1 39

地位協定第十七条12項は、「この条の規定は、この協定の効力発生前に犯したいかなる罪にも適用しない。それらの事件に対しては、行政協定第十七条の当該時に存在した規定を適用する。」旨規定しているが、この規定の趣旨いかん。返還協定では軍法会議に関する経過規定は、合意議事録の中に規定されているのに地位協定第十七条12項が協定本文の中にある理由いかん。返還協定でも本文に入れるべきだつたのではないか。

答 復帰前の軍人の犯罪についての規定を協定の合意議事録に入れ

た理由についてはすでに述べたとおりである。(前問参照)

地位協定第十七条12項の趣旨は、地位協定発効前に犯された罪については行政協定第十七条の規定が適用されることを明らかにするものであつてそれ自体当然の規定であるが、前記の犯罪の処

理に必要な範囲内で行政協定の関係規定が国会承認条約たる地位協定発効後も有効なものとして存続することとなることにかんがみ、念のため協定本文に入れたものである。

(参考)

行政協定第十七条を改正する議定書（一九五三。九。二九）の場合、議定書の合意議事録において、「この議定書の規定は、議定書の効力発生前に犯されたいかなる罪にも適用されない。それらの事件に対しては、この議定書の効力発生前に存在した行政協定第十七条の規定が適用されるものとする。」旨規定されていた。議定書の場合に本件経過規定が合意議事録で処理された理由としては、この議定書が行政協定の一部改正でありしたがって国会承認の対象にならず、本件経過規定を議定書本文に入れても合意議事録に入れても実質的な差異は生ぜず、したがって、規定の性質上議事録に入れることを妥当としたものである。

問五―40 地位協定第十七条12項では、この協定発効前の犯罪についてには行政協定によることとなつてゐるのに、返還協定第五条の合意議事録では、復帰前の軍人の犯罪についても地位協定第十七条の関係規定によることとなつてゐるのは矛盾してゐるのではないか。

答 沖縄返還のごとき場合に米軍人の復帰前の犯罪について軍法会議が引き続き処理することになることは、すでに述べたとおり、地位協定第十七条12項の定めるとおりであつて、本件は地位協定第十七条12項の場合とはなんら関係ない。またかかる場合に、日米間に特に別段の合意をしない限り、逮捕の相互協力等手続的問題につき当該逮捕が行なわれる際に適用されてゐる地位協定第十七条の関係規定によることとするのは当然のことであつてなんら問題はない。

問五 141 合意議事録 3 項第一文の地位協定第十七条の「関係規定に従い」とはいかなる意味か。「関係規定」としてはいかなるものがあるか。

答 1 米軍当局は、復帰前の米軍人の犯罪につき復帰後も軍事裁判権を行使するが、かかる裁判権行使のための手続的問題（逮捕に関する協力その他）がその行使の際に適用される法によつて行なわれることは当然であり、合意議事録のご指摘の点は右を確認したものである。

2 「関係規定」としては、たとえば、地位協定第十七条 5 項 (a)。(b)（逮捕引渡し）の相互援助義務）、6 項（捜査・証拠の収集・提出の相互援助義務）7 項 (a)。(b)（刑の執行関係）等が考えられよう。

問五 1 42

復帰前の軍人の犯罪について軍法会議が引き続き裁判するとした場合いわゆる軍法会議のオブザーバー制度はどうか。

答 復帰前の軍人の犯罪で沖縄住民の利害に直接関係のある事件につき復帰前の沖縄のオブザーバー制度を引き続き認めることとするか否かについては、沖縄住民の利害を十分念頭に置きつつ米側とも話し合い今後慎重に検討してまいりたい。

(注)

地位協定第十七条の「関係規定」として同条合意議事録3 (c) に関する2の規定を準用することとするのも一つの方法であるが、いずれにしても今後の検討の問題である。

問五 1 43 琉球政府裁判所及び米民政政府裁判所にかかる事件（民・刑とも）の件数を明らかにせよ。

（以下法務省資料による）

答 I 民事事件

(1) 琉球政府裁判所

○ 既済件数（五九〇～六九〇年通計）

高裁	八六四件
地裁	四五、七五七件
簡裁	一六〇、一六八件
家裁	資料なし
係属件数（六八年十二月末現在）	
高裁	四四件
地裁	三、九四三件
簡裁	二四六件
家裁	七〇八件
計	四、九四一件

（七〇八件を含む。）

(2) 米民政府裁判所

現在までの既済件数は全部で一三件（最も古い事件の受理年は一九六二年）

現在係属中の事件は下級裁に一件のみ（本件は沖縄現地の配電会社の設備に感電して身体傷害を受けた米人が損害賠償を請求しているもの）

II 刑事事件

(1) 琉球政府裁判所

○ 既済件数

六八年

六九年

高裁

九七件

一七五件

地裁

三、五二七件

四、〇八五件

簡裁 六〇、二七八件 五四、四三一一件

計 六三、九〇二件 五八、六九一件

○ 係属件数（本年三月一日現在）

高裁 一一八件

那覇地裁 七八三件

簡裁 三〇八件

那覇家裁 一、四七八件

計一、六八七件

○ 琉球政府裁判所の言渡しに係る事件で本年二月末現在で服役中のものは四七九人である。

(2) 米民政府裁判所

○ 既済件数（六〇〜六九年通計）

高裁 四九〇件

下級裁 三一〇件

計八〇〇件

（このうち日本人は七一六件）

5

ただし、六五年以降をとれば、六八年の二名を除き、日本人は、米民政府裁判所によつて処罰されていない。

○ 米民政府裁判所に現在係属中の事件は一人（米軍属が被告、下級裁）である。

○ 米民政府裁判所の言渡しに係る事件で本年二月末現在で服役中のものは四人で全部日本人である。

問五 144

第五条に關する合意議事録2にいう「琉球政府の裁判所及び琉球列島米国民政府の裁判所」とは、具体的にいかなる裁判所をさすのか。

答 琉球政府の裁判所とは、一九五二年四月二八日（平和条約発効の日）以降の琉球政府の裁判所をさす。米国民政府の裁判所とは、一九五五年三月一六日付けの民政府令第一四四号により同年四月一〇日に設立された米国民政府の裁判所及びその後改正された裁判所をいう。

問五 1 45 琉球政府の裁判所はなぜ平和条約発効日以降の裁判所に
限定されるのか。

答 返還協定は平和条約第三条の規定により米国に与えられた沖繩
の施政権をわが国に返還するための協定であるから、協定第五条
の対象となる裁判所も平和条約発効の日以降のものとするのが
妥当であると判断したものである。

(注) 民事裁判については、暫定措置法において奄美
返還の際と同様に平和条約発効の日前にまでさかのぼつて裁
判の効力を認めることとなるが、平和条約発効の日前の問題
は、~~在~~国内措置の問題である。

問五―46 民政府は、一九五〇年一二月一五日の布告一号で設立さ

れているのに、なぜ民政府の裁判所は一九五五年四月一〇日以降のものに限定されているのか。琉球政府の裁判所と同様に平和条約発効の日以降の民政府の裁判所としない理由いかん。

答 一九五五年四月一〇日前の民政府の裁判所は、一九四九年琉球諸島軍政府第一号である「刑法並びに訴訟手続法典」により設立された軍政府裁判所が、一九五〇年一二月一五日軍政から民政へ移管されるに伴い、民政府の裁判所と改称されたものであるが(民政府長官就任の布告―一九五〇年琉球列島米国民政府布告第一号―)、改称された後も、裁判機関は、依然として、合衆国軍隊の士官等をもつて構成される軍委員会、上級軍裁判所及び簡易軍裁判所から成り(軍政府第一号一。二。一―一。二。三。一)、そ

の実体は、軍権能に発する裁判機関と認められる。しかし、一九五五年四月一〇日発効の刑法並びに訴訟手続法典（一九五五年琉球列島米国民政府布令第一四四号）により設立された米政府の裁判所では、このような軍的色彩はふつしよくされ、琉球列島民政副長官によつて任命される合衆国市民をもつて構成される上級裁判所及び簡易裁判所が裁判機関となり（米政府布告第一四四号一。二。一。一。二。三。一）、法制上まさしく米政府の裁判所としての実体を具えるに至つた。

以上よりして、一九五五年四月一〇日前の米政府側の裁判所は協定による引き継ぎの対象とするには不適切であると判断したものである。

問五 1 47 復帰前の行為について効力を生かすこととする沖繩の「刑

罰に關する規定」の内容いかん。(措置法第二十五条1項

關係)

答 復帰前の行為について効力を生かすこととする沖繩の「刑罰に

關する規定」は復帰の際沖繩に適用されていた刑罰に關する実体

規定で政令で定めるものを除くものであるが、これは、(注一) おおむね

四つに大別される。すなわち、その一は、いわゆるニミッツ布告

等によりその効力が生かされてきた一九四五年四月一日現在沖繩

に施行されていた刑法(明治四〇年法律第四五号)その他の旧日

本法、その二は琉球政府の立法院による立法(旧日本法の改正を

含む)(注二) その三は市町村条例及び行政主席の制定する規則、その四

は布告布令である。(注三)
(注一) ニミッツ布告(一九四五年米國海軍軍政布告第一号)

第四項

本官ノ職權行使上其必要ヲ生ゼザル限り居住民ノ風習
並ニ財産權ヲ尊重シ、現行法規ノ施行ヲ持續ス

(注二)

布告、布令の罰則中最も主要なものは、刑法並びに訴訟手続法典（一九五五年米国民政府布令第一四四号）に定められている。

問五 1 48 政令で復帰後効力を認めないこととする沖縄の「刑罰に

関する規定」の内容いかん。(措置法第二十五条 1 項関係)

答 この点については今後さらに慎重に検討を加える要があるが、復帰前にその内容を明らかにすることは、米国が現在沖縄において行使している施政権に対し重大な支障を与えるおそれがあるばかりでなく、復帰前後の沖縄の社会秩序に影響を及ぼすことが少なくないと考えられるので、公にすることはさしつかえない。ただ基本的な態度としては、原則として沖縄の刑事裁判権を承継するといふ返還協定の趣旨に沿いつつ、わが国の憲法の精神、刑事司法の基本制度その他の見地から、復帰後、復帰前の行為についてわが盟がこれを適用して処罰することの当否ないし要否という観点から慎重に決定すべきものと考えらる。

問五—49

復帰前の行為について科せられる沖繩の「刑罰に関する規定」の刑は、復帰後いわゆる前科となるか。(措置法第二十五条一項関係)

答 復帰前の行為について沖繩の「刑罰に関する規定」の刑が適用される限りにおいて復帰前の前科は考慮されるが、復帰前の行為は本土刑法の総則規定が適用される行為、たとえば、復帰後の行為との関係では執行猶予の可否、累犯加重の要否等を左右する刑、すなわち前科にはならない。

問五—50 復帰後の行為について、沖縄の罰則に法律としての効力を与えることとした理由いかん。(措置法第二十五条3項 関係)

答 たとえば、沖縄の公務員であつた者が復帰後その当時の職務に關し金品を取受した場合のごとき、復帰後の行為であるため、沖縄の刑罰法令では処罰できず、かつ、本土の刑罰法令にもあたらないが、放置することが相当でないものについて、所要の措置を講ずる必要があると考えられるので、立法技術的に沖縄の罰則を生かして適用できることとしたものである。もとより、この場合は、復帰後の行為であるから、本土刑法の総則規定が適用され、復帰後いわゆる前科となる。(注)

(注) 復帰後の行為について、沖縄法令の罰則を適用することとするのは、特別措置法案第二五条第三項に掲げるも

のばかりでなく、特定の琉球政府税に関する犯罪等があり、これらすべてについて、復帰後いわゆる前科となることを明らかにしたのが同条第四項である。

問五—51

復帰前の輸出及び輸入、出入国その他の行為に対する罰則の適用について、沖縄と本土との関係は変更がなかつたものとみなす趣旨いかん。(措置法第二十五条5項関係)

答 最高裁大法廷昭和三二年一〇月九日判決によれば、奄美大島返還前の同島と本土との間の密輸出入の行為は、返還後は罪とならないという理由で免訴を言い渡している。この判決は、いわゆるやり直し方式をとつたときのものであり、沖縄の刑事裁判権を承継するたてまえをとつた今回の場合には、おおむね妥当しないと考えられるが、右のごとき判決のあつたことにかんがみ一応確信的に規定したものである。

問五―52 沖縄の裁判所の刑事裁判権を復帰後わが国の裁判所に分

配するにあつての基本的方針いかん。(措置法第二十六
条関係)

答 返還協定において刑事裁判権を承継するのは、琉球政府の裁判所と民政府の裁判所の裁判権であるが、琉球政府の裁判所については、原則として二審制であり、かつ、簡易裁判所の事務管轄が本土より広いほかは、手続法その他の点でほとんど本土と同じであるので、本土裁判所法により、相当審級、相当管轄の裁判所へその裁判権を分配することを基本とし(注一)、民政府の裁判所については、手続法その他の点で本土と相違する点があるので、その裁判権は、すべて簡易裁判所を除く第一審裁判所へ分配することとした(注二)。そして、この裁判権等の分配にあつては、訴訟関係人、特に被告人の不利益にならないよう配慮したものである。

(注一) 琉球政府の裁判権の分配は、次のとおりである。

最高裁判所、上告受理、特別抗告、非常上告の事件

高等裁判所、上告審(二審)、控訴審、内乱罪に係る事件

地方。家庭。簡易裁判所、それぞれ本土の裁判所に法に相当する一審事件(ただし、家庭裁判所の管轄について、一部沖縄裁判所法のままとした。)

(注二) 民政府の裁判所の裁判権のうち少年に係るものは、

特別措置法案第二七条第一項により、わが國の少年法を復讐前の事件についても適用するので、これは、本土の裁判所法第三一条の三第一項第二号の「少年法に定める少年の保護事件」にあたることとなり、家庭裁判所は審判できる。

問五 1 53 本土の刑事關係法令の規定（刑罰に関する規定を除く。）

を復帰前沖繩において生じた事項についても適用する理由
いかん。（措置法第二十七条 1 項關係）

答 沖繩の刑事裁判権を承継し、復帰後その手続、裁判、執行を行
なうためには、沖繩の刑事關係法令によることも考えられるが、
復帰後は、わが国の刑事關係法令によりこれを行なうことが最も
望ましいことはいりまでもないところであり、本土一体化を進め
てきた沖繩刑事法制の現状からこの措置をとることが實際上可能
であるので、まず、本条において、復帰後は本土の刑事訴訟法、
少年法、監獄法、犯罪者予法更生法等の刑事關係法令を適用する
ことを明らかにするとともに、復帰後直ちにこれを適用して手続
等を行なうことに支障がないようにするため、復帰前の刑事關係
事項にも遡及的に本土の刑事關係法令を適用することとしたので

ある。このような措置は、刑事手続法の改正の際にしばしばみられることで（注）、これを要するに、手続法は現在時主義、実体法は行為時法主義という刑事司法の基本原則にのつとつたものである。

（注） 前例としては、刑事訴訟法を施行した当時の経過規定である刑事訴訟法施行法第四条第一項、刑事訴訟法の一部改正の際の経過規定である昭和二八年法律第一七二号附則第三項等がある。

問五 1 54

本土と沖縄の刑事関係法令の規定中、相当規定のある事項は、本土の当該規定に関する事項とみなし、かつ、沖縄の刑事関係法令上の効力を本土の刑事関係法令上の相当の効力とみなす趣旨いかん。(措置法第二十七条1項関係)

答 沖縄の刑事裁判権を承継するにあたり、復帰後は本土の刑事関係法令によつてその手続、裁判、執行等を行なうこととする場合、復帰前に沖縄の刑事関係法令によつて行なわれた刑事に関する諸事項(たとえば、捜索、逮捕、勾留、起訴、証拠調、裁判、審判、上訴、刑の執行、保護処分、仮釈放、保護観察等)を本土の相当規定に係るそれぞれの事項とみなして、本土の刑事関係法令を適及適用するとともに、従来沖縄の刑事関係法令上生じたもろもろの法的効果を本土の刑事関係法令上生じた相当の効果とすることによつて、手続上の連続性を保つ必要がある。これが、このよう

な措置をとつたゆえんであり、沖繩の刑事法制が全体として本土と共通又は類似しており、ほとんど相当部分であるので、この措置をとることが可能であつたのである。また、そうであるからこそ、今回の刑事裁判権の承継が、国内措置の面からも実質的な裏づけを伴うものといえるのである。

問五―55 復帰の際民政府の裁判所に係属中の事件の従前の手続の効力及びその復帰後の手続いかん。(措置法第二十八条ノ8項関係)

答 復帰の際民政府の裁判所に係属している事件はおそらく皆無(又はきわめて少数)であると思われるが万一そのような事件があれば、手続その他の法制が異なるので従前の手続をそのまま引き継いだりえでわが國の刑事訴訟法等によりこれを行なりことは、技術的にも困難であるので、事件の受理の効力、すなわち裁判所に係属中であるという状態のみを認めては、すべて那覇地方裁判所において第一審の冒頭手続から審理を行なりこととし、この場合検察官から所定の期間内に法定の起訴状(注)を差し出すこととした。この場合の訴訟手続に関する細部の点については最高裁判所規則で定めることとなつてゐる。

(注)

刑事訴訟法第二五六条①公訴の提起は起訴状を提出してこれをしなければならない。

② 起訴状には、左の事項を記載しなければならない。

一 被告人の氏名その他被告人を特定するに足りる事項

二 公訴事実

三 罪名

③ 公訴事實は訴因を明示してこれを記載しなければならない。訴因を明示するにはできる限りは時、場所及び方法をもつて罪となるべき事實を特定してこれをしなければならない。

④ 罪名は適用すべき罪条を示してこれを記載しなければならない。但し、罰条の記載の誤は被告人の防禦に實質的な不利益を生ずるおそれがない限り公訴提起の

効力に影響を及ぼさない。

⑤ 数個の訴因及び罰条は、予備的に又は択一的にこれを記載することができる。

⑥ 起訴状には裁判官に事件につき予断を生ぜしめるおそれのある書類その他の物を添附し、又はその内容を引用してはならない。

問五―56 沖縄の刑罰法令に定める罪を犯した者に対する恩赦につ

いての政府の所信を明らかにせよ（措置法第二十九条関係）

答 今回の沖縄返還協定においては、沖縄の社会秩序を維持し、その法的安定性を図ることが沖縄の円滑な復帰を図るうえに必要であるという観点にたつて原則として沖縄の刑事裁判権を承継するとともに、その刑の執行を引き継ぐこととしたのである。この意味において、沖縄の刑罰法令に定める罪を犯した者について、それ相当の刑事責任を復帰後実現することは、それ自体当然のことといえるのであるが、長い間外国の施政権下で苦勞されてきた沖縄県民がいよいよ本土に復帰するという画期的なことからであるとともに、個々のケースについては種々事情もあり、また不当の問題もありうると考えられるので、今後政府としては、諸般の事情を勘案し、その恩赦の適否、範囲等につき慎重に検討を加え

真に内閣に与えられている恩赦権の行使に誤りなきを期するより、
万全の配慮をしい所存である。

問五―57

沖縄復帰の際、本土の刑罰法令の罪を犯したものに對して假乗恩赦が行なわれるといううわさを聞くが、この點についての政府の所信を問う。(措置法第二十九条關係)

答 お尋ねの點については、政府としては全く周知していない。恩赦は、國家刑罰權に基づく効果を失わしめ又はこれを輕減するものであるからみだりにこれを行なうべきでないことはいうまでもない。政府としては今後とも恩赦權の行使についてはいやしくも世人の誤解を招かないよう善処してまいりたいと考える。

問五―58

沖繩の「刑罰に関する規定」に定める罪を犯した者に対

して、本土の恩赦に関する法令を適用できる理由いかん。

（措置法第二十九条関係）

答 沖繩の「刑罰に関する規定」に定める刑は、本来わが国には関

係がない外国の刑ではあるが、復帰後わが国が、わが国法を根拠として、復帰前の行為について、その「刑罰に関する規定」を適用して処罰することができるとともに、その刑の執行を行なう措置をとる以上、その刑の實質に照らし、憲法上の刑罰と解さざるをえない。しからば、これに対する恩赦もまさしく憲法上の恩赦といふべきであり、この意味において、いわば憲法の実施法典ともいふべき恩赦法等の恩赦に関する法令も適用があるものと解され、措置法案において「恩赦を適用する」としたのは確認的な規定である。

問五 1 59 刑事裁判権の承継に関する特別措置法案の適用範囲と返

還協定との関係いかん。(措置法第三十条関係)

答 今回の刑事裁判権の承継にあつての国内措置においては、返還協定第五条第三項及び第四項が復帰前の確定裁判の効力については直接ふれていないとはいふものの、その刑の執行等を引き継ぐこととの関係から、その救済手続について所要の措置を講ずる必要がある^(注)、現にわが国の刑事訴訟法所定の再審等の規定が適用のあるようにしているところから、協定で予定している刑事裁判権の承継の範囲を確認する趣旨をも含めて、本条を設けることとしたのである。なお、本条が、罰則に関する経過措置を含めて適用除外とすることを明らかにしたのは、返還協定で刑事裁判権を承継すべき裁判所以前の裁判所の科した刑については、沖繩の刑罰法令を適用する関係においても、前科としての効力を有しない

ことを明らかにしたものである。これを要するに、右の刑事裁判
権を承継すべき裁判所以前の裁判所の裁判は、わが國にとつてな
んらの意味を有しないこととなる。

(注) 沖繩返還協定第五条第三項及び第四項は、復歸前の確定
裁判の効力について直接ふれていないが、いわゆるやり直
し方式をとらないことは明らかにしているものであり、そ
の意味において、この確定裁判について、返還協定の右の
趣旨に沿いつつ、所要の国内措置をとることは、協定上の
問題を生じない。

(2) 復帰の日前に琉球政府裁判所に係属中の事件については、裁判権を引き継ぎ、かつ、引き続き裁判及び執行をすること。

(3) 復帰の日に抑留中の者に対しては、その取消又は釈放等の措置が執られない限り、引き続き日本国の当局の下に抑留されたものとする。

(4) 復帰前の行為に対しては、行為時の沖縄に施行されていた刑罰法令を適用すること。

3

米国籍に関する裁判の効力

米国籍に関する裁判の効力は認めないこと。ただし、復帰の日にこれらの裁判所が科した刑により、服役中の者又は復帰の日にこれら裁判所に係属中の事件については、日本国の法令及び手続に従つて裁判権を行使することができるとし、その場合、その者が、抑留中であるときは適

(参考)

琉球政府の沖縄復帰対策要綱第二次分に対する要請書
(本年三月) 中裁判に関する部分の抜萃

1 民事裁判の効力

(1) 公序良俗に反しない限り裁判が有効であることを承認し、かつ、それらの効力を完全に存続させること。

(2) 訴訟当事者の実質的な権利及び地位をいかなる意味においても害することなく、復帰の日に琉球列島における、いずれかの琉球政府裁判所に係属中の民事事件について裁判を引継ぎ、かつ、引き続き裁判及び執行をすること。
2 刑事裁判の効力

(1) 日本国憲法及び刑事基本法令の趣旨に反しない限り、裁判が有効であることを承認し、かつ、それらの効力を完全に持続させること。

当な措置が執られるまで引き続き日本国の当局の下に抑留されたるものとする。 (注)

(注) もつとも、琉球政府は、その後、本年九月の第三次復帰対策要綱において琉球政府裁判所及び米民政府裁判所の裁判を引き継ぐこととする点については特に反対するところがなかつた由であるが、この点についての公式の文書はなく、したがつて、形式的には、琉球政府の立場は本年三月の要請書どおり米民政府裁判所の引継ぎには反対ということになつてゐる。

(参考)

本年五月八日付け日弁連の「沖縄復帰対策に関する要望書」中
裁判に関する部分の抜粋次のとおり。

1 従来沖縄においてなされてきた琉球政府裁判所、民政府裁判
所の裁判等にかなる効力を認めるかについてには次の諸点を考
慮すべきである。

(イ) 日本国憲法の適用がなく、したがってこれによる最終的保
障がない。

(ロ) 原則として二審制であり、事実審が手薄である。

(ハ) 民政府裁判所裁判は異民族による裁判であり、その公用語
は英語である。

これらは否定的な要因をなすものであるが、一方肯定的要因
となるものには次の諸点がある。

(ニ) 琉球政府裁判所における訴訟手続はすでに相当期間にわた
つて本土訴訟法に従つて運営され、またその判決は日本国憲

法への指向傾向が強い。

(イ) 琉球政府裁判所の裁判に関与した沖縄法曹の圧倒的多数がすでに本土法曹資格を認定されている。過去になされた民事判決に基いてすでに多くの社会生活関係が形成されており、これらについての法的安定の要請がある。

(ロ) 刑事政策的にみて、従来の刑事判決を無効とすることは服役者を復帰時点において釈放すべきことになる。これらについて再逮捕再裁判等の手段もないではないが、少くとも外国人（米国人、台湾人、韓国人等）についてはその方法はとりえない。また今後復帰までの間にこれら外国人の犯す犯罪に ついても復帰時点ですべて釈放するほかはない不当な結果を生ずる。

(ハ) 本年三月末現在における全沖縄服役者総数五〇二名中、民政府裁判所の判決による者は四名に過ぎず、しかもそれらはいずれも日本国民ではない。また近年民政府裁判所で刑事裁判を受けた日本国民は皆無である。

(イ) 以上の諸点に鑑み、当会は次の原則的方針を提言する。

たことに鑑みそのすべてにつき申立による再裁判の埒外にあつた。なお、日本の法令に規定のない罪について公訴を提起した者等に対しては特赦を行う。

(ロ) 民事裁判については、法的安定の要請を重視するが一方政府裁判所における裁判が異民族による裁判であり、また公用語が英語であつたことも考慮し、琉球政府裁判所の判決に対しては憲法違反その他公序良俗に反する場合に限り、また政府裁判所の判決に対してはそのすべてにつき、再裁判の途をひらく。

(ハ) その他細部については別紙「沖縄復帰に伴う裁判、法務についての見解」による。

沖繩復帰に伴う裁判。法務についての見解

- 一 琉球政府裁判所における裁判および訴訟手続。執行手続。非訟および公訴提起、訴提起は原則として効力を引継ぐ。民政府裁判所における裁判
- 二 刑事確定判決に対して、復帰後六ヶ月以内に被告人から申立があつたときは再裁判をする。検察官は前項の規定にかかわらず、死刑または無期の懲役、禁錮の判決を受けて拘留中の者につき職権で再裁判を求めなければならぬ。
- 三 刑事再裁判の場合に適用すべき実体法および証拠法は犯罪時に有効であつた法令とする。ただし、日本の法令に規定のない罪についてはこの限りでない。
- 三 民事確定判決に対して、復帰後六ヶ月以内に当事者から琉球政府裁判所の判決については(1)民事訴訟法第三九四条もしくは、第三九五条に該当する。(2)憲法に照し著しく正義に反するまたは、第公の秩序善良の風俗に反するとして申立がなされたとき、民政府

裁判所の判決については申立があつたときは再裁判をする。

再裁判の開始は執行を停止する効力を持たず、また再裁判の結果は従来の判決後正当に取得された権利に影響を及ぼさない。

四 琉球政府裁判所の判決に対する再裁判は高等裁判所の管轄とする。民政府裁判所の判決に対する再裁判は地方裁判所の管轄とする。ただし、高等弁務官の命令により琉球政府の上訴裁判所または高等裁判所から移送された事件については高等裁判所の管轄とする。

五 琉球政府裁判所で審理中の訴訟については当該審級に対応する裁判所で引続き審理する。民政府裁判所で審理中の訴訟についてはすべて地方裁判所に公訴または訴えが提起されたものとみなし、その段階にさかのぼつて審理をやり直す。ただし、高等弁務官の命令により移送された事件については、移送前の琉球政府の裁判所の審級に対応する裁判所が移送時の段階に引続き審理する。琉球政府の上訴裁判所または高等裁判所の判決に対し民政府上訴裁判所に再上訴された事件については、最高裁判所に上告されたものとみなす。

日本の法令に規定のない罪につき公訴を提起された者については刑事訴訟法第三百三十七条第二号を適用する。

六 公訴時効、刑の時効、告訴、勾留、執行猶予および刑の執行の各期間は通算する。

七 復帰前の判決にかかる罪は前科として取扱わない。

八 再裁判により無罪の判決を受けた者には刑事補償法を適用する。

九 日本の法令に規定のない罪によつて有罪の確定判決を受けた者、刑法第二条ないし第四条に定める罪（琉球政府の公務員は日本国の公務員とみなす）以外の罪により有罪の確定判決を受けた者、執行猶予中の者に対しては特赦を行ない、沖縄における法定刑の長期が当該罪に関する日本の刑事法令の法定刑の長期を超える罪により有罪の確定判決を受けた者に対しては減刑を行なう。

十 裁判所法第四十一条、第四十二条、第四十四条、判事補の職権の特例等に関する法律第一条、検察庁法第十九条の適用については、琉球政府における職を日本政府における当該職とみなす。ただし、沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法による選考に合格しなかつた者についてはこ

の限りでなく、またこの法律による受験資格を一九五二年布告一
 二号琉球民裁判所制第七条B項により取得した者についてはその
 十一 高等裁判所支部および高等検察庁支部を那覇市に置く。地方

裁判所、家庭裁判所および地方検察庁を那覇市に置き、その各支
 部（甲号支部）を名護市、平良市、石垣市に置く。簡易裁判所お
 よび区検察庁を那覇市、糸満町、コザ市、石川市、名護市、平良
 市、石垣市に置く。

十二 沖縄弁護士会については会則改正等必要な措置を講じた上で、
 弁護士法により設立された弁護士会とみなす。

以上

なお、本年六月十九日付けの日弁連の返還協定に対する要望書の中
 の裁判に関する部分は次のとおり。

裁判の効力に関しては、特に刑事裁判においてそれが日本国憲
 法による保障のない状態で行なわれたことに対する考慮が必要で

あり、また民政府裁判所が外国語を公用語としていたことについての配慮も必要であることはすでに要望したところである。しかるに協定が民事裁判の効力に関して民政府裁判所と琉球政府裁判所とを同列に取扱ひ（第五条第一項および合意議事録）「公の秩序又は善良の風俗に反した」場合以外は全面的に有効としているのは異民族による裁判を嫌惡し、日本国憲法による保障を渴望してきた沖繩県民の心情を輕視するものであつて極めて遺憾である。

刑事裁判の効力について、協定は「判決確定前」の段階については「被告人または被疑者の実質的な権利をいかなる意味においても害することなく」（同条第三項）として人権擁護上の配慮を示している。しかしながら「判決確定後執行中」の段階については再審理の途を設けず（同条第四項）、「執行済」の段階については何ら定めていないから、効力（前科等）は引き繼

がないものと思われその点に異存はないが、冤罪をそそぐべき機会もまた封じられている。これら判決確定後の段階についても、同条第三項同様の人権擁護を重視する立場を貫き、再裁判を受ける機会を与えるより特別措置をなすべきである。

(参考)

沖繩復歸に伴う特別措置に関する法律案のうち裁判関係部分の抜萃

第四章 裁判の効力の承継等

第一節 民事関係

(民事事件等の手続の承継)

第十条 沖繩の人身保護法(千九百六十九年立法第七十七号)、沖繩の電波法(千九百五十五年立法第八十号)、立法院議員選挙法(千九百五十六年立法第一号)、市町村議會議員及び市町村長選挙法(千九百六十八年立法第七十四号)、行政主席選挙法(千九百六十八年立法第七十五号)又は沖繩住民の国政参加特別措置法に基づく衆議院議員及び参議院議員選挙法(千九百七十年立法第九十八号)の規定による事件(刑事事件及び沖繩の電波法第九十二条第一項の規定により異

議の申立てを却下する決定に対する訴えに係る事件を除く。) について琉球政府の高等裁判所(以下この章において「旧高等裁判所」という。)において沖繩法令によりした事件の受理その他の手続は、最高裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

第十一条 旧高等裁判所において沖繩法令によりした事件の受理その他の手続(分限事件、刑事事件及び少年の保護事件に関するものを除く。)は、この法律に別段の定めがある場合を除き、福岡高等裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

2 立法院議員選挙法、市町村議会議員及び市町村長選挙法(第十六条第一項(第二十一条において準用する場合を含む。))を除く。)、行政主席選挙法又は沖繩住民の国政参加特別措置法に基づく衆議院議員及び参議院議員選挙法の規定による事件(刑事事件を除く。) について琉球政府の地方裁判所(以下この章において「旧地方裁判所」という。)において沖繩法令によりした事件の受理その他の手続は、福岡高等裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の

手続とみなす。

3 沖繩の電波法の規定による事件（刑事事件及び同立法第九十二条第一項の規定により異議の申立てを却下する決定に対する訴えに係る事件を除く。）について旧地方裁判所において沖繩法令によりした事件の受理その他の手続は、東京高等裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

4 この法律の施行の際第二審として旧高等裁判所に係属している上告事件（刑事事件及び前条に規定する事件を除く。）についてされた上告の提起は、控訴の提起とみなす。

第十二条 旧地方裁判所において沖繩法令によりした事件の受理その他の手続（刑事事件に関するものを除く。）は、この法律に別段の定めがある場合を除き、那覇地方裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

2 琉球政府の簡易裁判所（以下この章において「旧簡易裁判所」という。）の権限に属する事項で

本邦の法令によれば地方裁判所の権限に属すべきもの（刑事事件に関するものを除く。）について旧簡易裁判所において沖縄法令によりした事件の受理その他の手続は、那覇地方裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

3 地方裁判所は、第一項の規定に基づいて取り扱うべき事件で、旧地方裁判所の権限に属していたものについては、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の規定によれば地方裁判所の権限に属しない事項についても、裁判権を有する。

第十三条 琉球政府の家庭裁判所（以下この章において「旧家庭裁判所」という。）において沖縄法令によりした事件の受理その他の手続（刑事事件及び少年の保護事件に関するものを除く。）は、那覇家庭裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

第十四条 旧簡易裁判所において沖縄法令によりした事件の受理その他の手続（刑事事件に関するものを除く。）は、この法律に別段の定めがある場合を除き、当該旧簡易裁判所の所在地を管

轄する簡易裁判所において本邦の相当法令によりした事件の受理その他の手続とみなす。

第十五条 第十一条第一項及び第四項の規定は琉球列島米国民政府の上訴審裁判所の事件について、第十二条第一項及び第三項並びに第十三条の規定は琉球列島米国民政府の民事裁判所の事件について準用する。

2 前項の事件の手続の費用に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(琉球政府の裁判所等にあてて発せられた書類に關する経過措置)

第十六条 この法律の施行前に琉球政府の裁判所(以下この章において「旧裁判所」という。)又は琉球列島米国民政府の裁判所(以下この章において「民政府の裁判所」という。)にあてて発せられた上告状、控訴状、訴状その他の書類(刑事事件及び少年の保護事件に關するものを除く。)で、この法律の施行の際まだ受理されていないものは、第十条から前条までの規定に基づいて事件を取り扱うべき裁判所にあてたものとみなす。

2 旧地方裁判所又は旧家庭裁判所が第一審としてした判決（第十条に規定する事件及び刑事事件に関するものを除く。）に対してこの法律の施行前に発せられた上告状で、この法律の施行の際まだ受理されていないものは、控訴状とみなす。

（弁論の更新）

第十七条 第十条から第十五条までの規定に基づいて承継した事件については、当事者は、従前の口頭弁論の結果を陳述しなければならない。

（公序良俗に反する裁判の効力）

第十八条 旧裁判所及び民政府の裁判所の確定の裁判（刑事事件及び少年の保護事件に関するものを除く。）で公の秩序又は善良の風俗に反するものは、その効力を有しない。

（民事訴訟法及び非訟事件手続法に関する経過措置）

第十九条 第十条から第十五条までの規定に基づいて承継した事件につき民事訴訟法（明治二十

三年法律第二十九号) 又は非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)を適用し、又は準用するについての経過措置に関しては、民事訴訟法等の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第二百二十七号)附則第四項、第八項及び第十項、民事訴訟法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第三百三十五号)附則第二項、民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律(昭和四十五年法律第一百五号)附則第五項並びに民事訴訟法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律百号)附則第二項の規定の例による。

2 この法律の施行の際本土の裁判所に係属している事件の沖繩にある当事者の行為に関し民事訴訟法第五百五十九条第一項後段(同法以外の法令において準用する場合を含む。)又は非訟事件手続法第二十二條後段(同法以外の法令において準用する場合を含む。)に定める期間が現に進行しているものについては、なお従前の例による。

(破産法及び和議法に関する経過措置)

第二十条 破産法(大正十一年法律第七十一号)又は和議法(大正十一年法律第七十二号)を適用するについての経過措置に関しては、破産法及び和議法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第七十三号)附則第二項から第七項まで及び会社更生法等の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第八十八号)附則第六項から第八項までの規定の例による。

(行政事件訴訟法に関する経過措置)

第二十一条 この法律の施行の際行政事件訴訟特例法(千九百五十三年立法第四十八号)第五条第一項の期間が現に進行している処分又は裁決の取消しの訴えの出訴期間で、処分又は裁決があつたことを知つた日を基準とするものについては、同条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定の例による。ただし、その期間は、この法律の施行の日から起算して三月とする。

2 この法律の施行の際行政事件訴訟特例法第五条第三項の期間が現に進行している処分又は裁決の取消しの訴えの出訴期間で、処分又は裁決があつた日を基準とするものについては、同条

第三項から第五項までの規定の例による。

3 前二項の規定は、この法律の施行後に審査請求がされた場合における行政事件訴訟法（昭和

三十七年法律第百二十九号）第十四条第四項の規定の適用を妨げない。

4 前三項に定めるもののほか、行政事件訴訟法を適用するについての経過措置に関しては、同法附則第四条から第六条まで及び附則第八条から第十一条までの規定の例による。

（民事事件等の不服申立期間に関する特例）

第二十二条 第十条から第十五条までの規定により本土の裁判所においてしたものとみなされる裁判に対する上訴その他の不服の申立ての期間は、この法律の施行の際その期間が満了していない場合に限り、この法律の施行の日から起算する。

（民事事件の手續の費用に関する経過措置）

第二十三条 旧裁判所に提起された事件（人身保護事件、刑事事件及び少年の保護事件を除く。）

の手續の費用については、民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行法（昭和四十六年法律第四十二号）第三条第一項から第三項まで、第四条及び第五条の規定の例による。

（過料に関する経過措置）

第二十四条 この法律の施行の際沖繩に適用されていた過料又は監置（裁判所又は裁判官が科するものに限る。）に関する規定は、この法律に別段の定めがあるものを除き、この法律の施行前の行為について、なおその効力を有する。この場合において、当該過料に関する規定に定める過料の額については、第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した額をもつてその額とする。

2 前項の規定によりなおその効力を有することとされる法令の規定による過料の裁判は、次項に定めるものを除き、この法律の施行の際沖繩において旧簡易裁判所が裁判権を有していた場

合にあつては簡易裁判所が、旧地方裁判所が裁判権を有していた場合にあつては地方裁判所がするものとする。

3 第一項の規定によりなおその効力を有することとされる沖繩の民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）、沖繩の家事審判法（千九百五十六年立法第八十八号）、沖繩の民事調停法（千九百五十七年立法第九十六号）、法廷等の秩序維持に関する立法（千九百六十八年立法第二十六号）又は沖繩の人身保護法の規定による過料の裁判は、第十条から第十四条までの規定により当該手続を承継した裁判所がするものとする。

第二節 刑事関係

（罰則に関する経過措置）

第二十五条 この法律の施行の際沖繩に適用されていた刑罰に関する規定（刑事に関する法令の規定のうち過料又は監置に関するものを含む。以下この項及び第二十七条第一項において

同じ。は、政令で定めるものを除き、この法律の施行前の行為について、なおその効力を有する。この場合において、当該刑罰に関する規定に定める罰金、科料又は過料の額については、第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した額をもつてその額とする。

2 前項の規定によりなおその効力を有することとされる沖繩の刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十六条各号、第二十六条ノ二第一号及び第三号並びに第二十九条第一項第一号から第三号までの規定に定める刑には、この法律の施行後の行為について科せられた刑を含むものとする。

3 この法律の施行の際沖繩に適用されていた刑罰に関する規定のうち、別に定めるもののほか、次に掲げる罰則は、この法律の施行後の行為について、法律としての効力を有する。この場合において、刑法（明治四十年法律第四十五号）第七条の規定は適用せず、公務員及び公務所の

意義については、この法律の施行の際沖繩に適用されていた刑罰に関する規定に定めるところによるものとし、かつ、第三号及び第五号の罪は同法第二条の例に、第四号の罪は同法第三条の例に、沖繩の刑法第百九十七条ノ三第三項の罪は刑法第四条の例に従う。

一 沖繩の刑法第百三条

二 沖繩の刑法第百三十四条第一項及び同法以外の法令の規定で秘密漏泄ぞつの罪を定めるもの

三 沖繩の刑法第百五十五条及び同条から同法第百五十七条までに記載した文書又は凶画に関する同法第百五十八条

四 沖繩の刑法第百六十条に記載した文書に関する同法第百六十一条

五 沖繩の刑法第百六十五条及び第百六十六条並びにこれらの規定に関する同法第百六十八条

六 沖繩の刑法第百九十七条ノ三第三項並びに同項に規定する賄賂わくわくに関する同法第百九十七条ノ五及び第百九十八条第一項並びに同法以外の法令の規定で事後収賄及びこれに関する贈賄

の罪並びにこれらの罪の賄賂^{ろく}に関する没収及び追徴を定めるもの

4 この法律及びこの法律に基づく政令により、この法律の施行後の行為について、法令としての効力を有することとされる沖繩法令の罰則に定める懲役、禁錮、罰金、拘留、科料又は没収は、刑法第九条に定める懲役、禁錮、罰金、拘留、科料又は没収とし、当該罰則に定める罰金又は科料の額の換算については、第一項後段の規定を準用する。

5 輸出及び輸入、出入国その他の行為で、この法律の施行前に行なわれたものに対する罰則の適用については、沖繩と本土との関係は変更がなかつたものとみなす。

(裁判権等の分配)

第二十六条 最高裁判所は、旧高等裁判所が裁判権を有していた事項のうち、次に掲げるものについて裁判権を有する。

一 旧地方裁判所が刑事に關し上訴審としてした判決に対する上告

二 沖繩の刑事訴訟法(千九百五十五年立法第八十五号)に定める非常上告及び特に定める抗告
2 高等裁判所は、次の事項について裁判権を有する。

一 旧高等裁判所が刑事(少年の保護事件を含む。第四項、次条第一項、第二十八条第一項及び第六項並びに第三十条において同じ。)に關し裁判権を有していた事項(前項各号に掲げるものを除く。)

二 旧地方裁判所が刑事に關し上訴審として裁判権を有していた事項(沖繩の刑事訴訟法第四百三十八条第一項に定める裁判の取消し又は変更の請求を除く。)

三 沖繩の刑法第七十七条から第七十九条までの罪に係る訴訟の第一審

3 地方裁判所は、旧地方裁判所が刑事に關し裁判権を有していた事項(前項第二号及び第三号に掲げるものを除く。)及び民政府の裁判所が刑事に關し裁判権を有していた事項について裁判権を有する。

4 家庭裁判所は、旧家庭裁判所が刑事に関し権限を有していた事項について権限を有する。

5 簡易裁判所は、旧簡易裁判所が刑事に関し裁判権を有していた事項（沖繩の刑法第九十五条の罪、同法第二百四十六条の罪及びその未遂罪並びに同法第二百四十九条の罪及びその未遂罪並びに長期一年以下の懲役若しくは禁錮にあたる罪（選択刑として罰金が定められているものを除く。）に係る訴訟を除く。）について裁判権を有する。

（手続、執行等の承継）

第二十七条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）、監獄法（明治四十一年法律第二十八号）、犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第四百二十二号）その他の政令で定める刑事に関する法律及びこれらに基づく命令並びに刑事に関する最高裁判所規則のうち最高裁判所規則で定めるもの（以下この節において「本土の刑事関係法令」という。）の規定（刑罰に関する規定を除く。）は、この法律の施行前に沖繩において生じた事項につ

いても適用する。この場合において、この法律の施行の際沖繩に適用されていた刑事に関する法令（以下この節において「沖繩の刑事関係法令」という。）の規定に関する事項で本土の刑事関係法令にその規定に相当する規定のあるものは、当該本土の刑事関係法令の規定に関する事項と、沖繩の刑事関係法令の規定によつて生じた効力は、本土の刑事関係法令上の相当の効力とみなす。

2 前項後段の規定の適用については、沖繩の刑事訴訟法第四百十五条に定める上告に関する規定は、刑事訴訟法第三編第二章に定める控訴に関する規定に、沖繩の刑事訴訟法第四百十六条に定める上告に関する規定は、刑事訴訟法第三編第三章に定める上告に関する規定に、沖繩の刑事訴訟法第三百七十九条第三項、第三百九十五条第二項、第三百九十六条第二項又は第四百十三条第二項に定める即時抗告に関する規定は、これらに対応する刑事訴訟法第三百七十条第三項、第三百八十五条第二項、第三百八十六条第二項又は第四百三条第二項に定める異議の申

立てに關する規定に相当するものとし、民政府の裁判所がした刑事に關する最終の裁判（この法律の施行の際当事者が上訴をすることができた事件で次条第八項後段の規定によりこの法律の施行の際民政府の裁判所に係属しているものとみなされるもの以外のものについての裁判を含むものとし、以下この節において「民政府の裁判所の最終裁判」という。）は、那覇地方裁判所がした刑事に關する確定裁判と、この法律の施行の際琉球政府の更生保護委員会に係属している異議の申立ては、この法律の施行の日に中央更生保護審査会に対してされた審査請求とみなす。

3 沖繩の刑事訴訟法の施行前に旧裁判所に公訴の提起があつた事件については、刑事訴訟法施行法（昭和二十三年法律第二百四十九号）第二条に定める事件の処理に關する法令の規定の例による。この場合においては、第一項の規定を準用する。

第二十八条 旧裁判所においてした刑事に關する事件の受理その他の手続は、当該裁判所の所在

地を管轄する裁判所で前二条の規定により当該事件について裁判権その他の権限を有する裁判所（その裁判所が二以上あるときは、この法律の施行の際当該事件が係属している旧裁判所と管轄区域を同じくする裁判所とし、以下この項において「相当裁判所」という。）においてした事件の受理その他の手続と、この法律の施行前に旧裁判所にあてて発せられた刑事に関する訴訟に関する書類でこの法律の施行の際まだ受理されていないものは、相当裁判所にあてたものとみなす。

2 この法律の施行の際旧裁判所に係属している事件についてこの法律の施行前にした公判手続は、これを更新しなければならない。

3 旧裁判所がした裁判その他の処分で前条第一項の規定により本土の刑事関係法令の規定に定める裁判その他の処分とみなされるものの上訴、正式裁判の請求その他の不服の申立ての期間は、この法律の施行の際まだその期間が満了していない場合限り、この法律の施行の日から

起算する。

- 4 この法律の施行の際公訴の時効が完成していない布告及び布令に定める罪についての時効の期間は、刑法並びに訴訟手続法典(千九百五十五年琉球列島米国民政府布令第四百四十四号)第一部第三章第四条又は刑事訴訟法第二百五十条に定める期間のうち、犯人に有利なものによる。
- 5 旧簡易裁判所がした略式命令又は即決裁判がこの法律の施行後に確定判決と同一の効力を生ずることとなる場合における罰金又は科料の上限の額については、なお従前の例による。この場合において、その額の換算については、第二十五条第一項後段の規定を準用する。
- 6 この法律の施行前に沖縄において生じた事項に係る刑事訴訟費用、刑事補償その他刑事に関する国の債権債務の額の算定については、なお従前の例による。
- 7 民政府の裁判所が裁判権を有していた刑事に関する事件(民政府の裁判所の最終裁判があつた事件を除く。)についてこの法律の施行前にされた手続は、この法律の施行後は、事件の受理

を除き、その効力を有しない。

8 この法律の施行の際民政府の裁判所に係属している刑事に関する事件について、最高裁判所規則で定める期間内に検察官から刑事訴訟法第二百五十六条に定める起訴状が那覇地方裁判所に差し出されたときは、当該事件は、この法律の施行の日に同裁判所に係属するものとする。

この場合において、民政府の裁判所の裁判があつた事件で、この法律の施行の際当事者が上訴をすることができたものについて、最高裁判所規則で定める期間内に当事者から那覇地方裁判所に審理を求める旨の書面の提出があつたときは、当該事件は、この法律の施行の際民政府の裁判所に係属しているものとみなす。

9 沖縄の刑事関係法令の規定による服役良好時間又は特殊良好時間の取得並びに喪失及び取消しについては、なお従前の例による。

(恩赦)

第二十九条 恩赦に関する法令の規定は、沖繩に適用されていた刑罰に関する規定に定める罪を犯した者についても適用があるものとする。

2 この法律の施行前に沖繩においてされた減刑又は赦免は、それぞれ恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）に定める減刑又は大赦若しくは特赦に相当する効力を有するものとみなす。

（適用除外）

第三十条 この節の規定は、沖繩に設立されていた裁判所が刑事に関してした裁判で昭和二十七年四月二十八日前に確定したもの（沖繩に設立されていた裁判所が同日前に刑事に関してした裁判で、上訴、正式裁判の請求その他の不服の申立てがなく、又はその申立てが取り下げられたため、同日以後に確定したものを含む。）及び民政府の裁判所が昭和三十年四月十日前にした刑事に関する最終の裁判に係る事項については、適用しない。

注意取扱

126

昭和四十六年十月二十六日

沖繩返還協定擬問擬答（第五条）に対する追補

条
約
局

目次

問五―追―1	復帰の際係属中の事件につき復帰後裁判する場合、適用される法令に変更が生ずるのか。	1
問五―追―2	民政府の裁判所の民事裁判手続は、本土の裁判所の手続とは異なるのではないか。	2
問五―追―3	復帰の際、民政府の裁判所に琉球政府の裁判所からの移送事件が係属している場合は、どのように扱われるか。	3
問五―追―4	復帰の際民政府の裁判所に琉球政府の裁判所の確定裁判に対する再審理事件が係属している場合はどうか。	4
問五―追―5	過去において米国民政府裁判所に係属した事件の件数・事件名及びその処理の結果等について説明せよ。	5
問五―追―6	1 復帰時に米国民政府の裁判所に係属することが予想される民事事件にはどのようなものがあるか。	

2 その引継ぎはどのようになされるか。引継ぎ後の手続は
どうなるか。

7

問五―追―7

琉球政府裁判所から米民政府裁判所への移送事件として問題
となつた友利事件、サンマ事件（事件の経緯は「答」の「参
考」のところを参照）の判決の効力は復帰後どのように評価
されるのか。

11

問五―追―8

瀬長亀次郎現衆議院議員は、かつて昭和二十九年に沖繩の米
側軍法会議により不当に裁判され二年の懲役に服したが、返
還協定第五条（裁判引継ぎ条項）はかかる裁判の効果も引き
継ぐこととなるのか。前科の問題はどうなるのか。（事件の
概要は「答」の「参考」を参照）

15

問五―追―9

民政府裁判所の判決により現在も服役中の者は何名いるか。
この中には無期懲役の者が一名いるとのことであるが、これ
はいつどのような事件につき判決を受けたのか。

17

問五―追―1

復帰の際係属中の事件につき復帰後裁判する場合、適用される法令に変更が生ずるのか。

答 手続法令は全て本土の民事訴訟法等によることとなるが、沖繩の法令により生じた効果が問題となる限り、実体法令の適用は変らないと考える。

問五―追―3

復帰の際、民政府の裁判所に琉球政府の裁判所からの移送事件が係属している場合は、どのように扱われるか。

答 復帰の際移送事件が係属していることは考えられないが、かりにあるとすれば、特別措置法第一五条一項により福岡高等裁判所那覇地方裁判所又は那覇家庭裁判所がその手続を承継する。

問五―追―4

復帰の際民政府の裁判所に琉球政府の裁判所の確定裁判に対する再審理事件が係属している場合はどうか。

答　そのような事件は過去に一件もなく、また、復帰の際係属していることは考えられないが、かりにあるとすれば、特別措置法第一五条一項の規定によりいつたんわが国の裁判所に承継されるが、わが国の民事訴訟法上不適法な不服の申立てとして却下されると考えられる。

問五―追―5

過去において米国民政府裁判所に係属した事件の件数。
事件名及びその処理の結果等について説明せよ。

答 別表のとおりである。

現段階における調査の結果によると、民政府民事裁判所に係属した事件は、一四件であり、上訴において確定した事件二件を含めて、一三件がすでに確定している。現在、未済事件として係属している民事事件は一件のみである。

米国民政府裁判所係属事件調査表

民事裁判所

進行番号	事件番号	受 理 当 事 者			既 済		備 考
		受理月日	事 件 名	原告国籍 (申立人)	被告国籍 (相手方)	既済月日	
1	00-1-62	1962年11月29日	損害賠償請求	米 国	日本(琉球)	1964年 7月20日	判決 原告一部勝訴
2	00-2-62	1962年 8月21日	破産宣告の申立	米 国	米国及び 日本(琉球)	1963年12月18日	判決 1963. 2. 7 破産宣告決定 1963. 12. 18 終結決定
3	00-1-64	1964年10月22日	貸 金 請 求	米 国	米 国	1965年 5月21日	命令
4	00-1-65	1965年 3月11日	離婚による財産分割の請求	米 国	米 国	1965年 7月13日	和解
5	00-2-65	1965年 4月12日	交通事故による損害賠償請求	米 国	米 国	1965年11月 2日	判決 原告勝訴 被告上訴(A0-1-65号事件) 1966. 5. 13 上訴裁判所は原判 決維持の判決
6	00-1-66		精神病院拘禁及び後見人指定	米 国	米 国	1966年10月22日	判決 申立 認 容
7	00-2-66	1966年 6月16日	当 選 無 効	日 本 (琉球)	日 本 (琉球)	1966年12月 2日	判決 移送事件 いわゆる友利事件
8	00-3-66	1966年 6月16日	過 納 金 返 還 請 求	日 本 (琉球)	日 本 (琉球)	1966年12月 2日	判決 移送事件 いわゆるサンマ事件
9	00-4-66	1966年11月17日	精神病院拘禁及び後見人指定	米 国	米 国	1966年12月22日	判決 申立 認 容
10	00-1-67	1967年 6月28日	犯 人 引 渡 請 求	米 国	米 国	1968年 7月25日	判決 離婚の条件不履行により成立す る犯罪の犯人引渡請求 (不渡さない)
11	00-1-67	1967年11月29日	医療費及び慰謝料請求	米 国	日本(琉球)		係 属 中
12	00-1-68	1968年 2月15日	精 神 病 者 後見人指定の申立	米 国	米 国	1968年 2月21日	判決 申立 認 容
13	00-2-68		精神病者の鑑定と拘禁を求める申立	米 国	米 国	1968年10月23日	判決 申立 認 容
14	00-1-70		同 上	米 国	米 国	1970年10月16日	判決 申立 認 容

問五―追―6

1 復帰時に米国民政府の裁判所に係属することが予想

される民事事件にはどのようなものがあるか。

2 その引継ぎはどのようなになされるか。引継ぎ後の手続はどうなるか。

答 1 米国民政府裁判所民事事件〇一―一六七号「医療費及び慰謝

料請求事件」が現在未済事件として同裁判所に係属中であるが同事件を引き継ぐことが予想されている。目下のところ、右事件以外に引継ぎが予定されている事件はない。

右事件の事案の内容及び経過は次のとおりである。

○当事者及び代理人

原 告 ― ハロルド・G・フィックス（未成年者、

米国籍、米国居住）

パトリシア・フィックス（右の母親、米国籍、米国居住）

原告代理人——アメリカ人弁護士

被告——松岡電力会社（沖繩法人）

被告代理人——沖繩人弁護士 三名

○訴えの趣旨。原因

原告ハロルドは一九六四年一月一三日被告松岡電力会社
 が設置する高圧変圧器に接触して負傷し、不具者となり
 頭、腰などに腫瘍を發すにいたつた。右の事故は、被告会
 社が故意又は、過失により高圧変圧器に囲いをするなどの
 安全設備を怠つたことにある。よつて被告会社は、原告ハ
 ロルドに対し、右事故による損害賠償として、金二〇万ド
 ル（内訳慰謝料一五万ドル、治療費五万ドル）、原告パト
 リシヤに対しては、右事故によつて被つた精神的苦痛に対
 する損害賠償（慰謝料）として、金五万ドルの支払を求め
 るというにある。

○事件の審理経過

- 1 一九六七年一〇月一二日—高等弁務官、民政府民事裁判所の裁判権を認める決定

- 2 一九六七年十一月二九日—訴状を提出

- 3 一九六七年十二月一四日—被告答弁書を提出

- 4 一九六八年 四月 四日—中間の争点について口頭弁論開催

- 5 一九六八年 四月一五日—中間の争いについて判決

(注) 以後事実上手続は進行されていない。

2 右事件について民政府裁判所において行なわれた手続のうち、本邦の法令に相当するものが存在する部分については、本邦の裁判所において、なされたものとして引き継ぐ（特別措置法案第一五条。したがって、最小限、すでに提出されている訴状、答弁書、準備書面等は、本邦の裁判所に提出されたものとして、取り扱われることになる。

その他引継ぎ後の具体的手続をどうするかについては、最高裁判所において目下検討中である。

問五―追―ワ 琉球政府裁判所から米民政府裁判所への移送事件とし

て問題となつた友利事件、サンマ事件（事件の経緯は「答」の「参考」のところを参照）の判決の効力は復帰後どのように評価されるのか。

答 これらの事件についての民政府裁判所の判決はすでに確定しており、したがつて、これらの判決が公序良俗又は善良の風俗に反するものでない限り、それらの効力は承認されることとなる。

(参考)

(1) 友利事件

一九六五年十一月の琉球立法院議員選挙の際、第二九選挙区(宮古島)から立候補した社会大衆党友利隆彪氏は、最高点をとりながら中央選挙管委によつて失格とされた。その理由は、一九六三年五月選挙自由妨害で五〇ドルの罰金を受けたが、布令六八号「琉球政府章典」第二二条が立法院議員の欠格条項として挙げた「重罪に処せられた者」に当るとされたためである。(注：同条項はその後改正され、現行布令では削除されている。)

友利氏は右を不服として繰上当選した砂川旨誠議員(民主党)の当選無効を訴え、一九六六年二月の中央巡回裁は、「問題の布令中の被選挙権剥奪の規定は基本的人権を尊重した大統領行政命令に違反する」として砂川議員に対し繰上当選無効の判決を下したが、被告側の琉球政府は上訴裁に上訴した。しかるに、一九六六年六月七日民政府は、大統領行政命令の規定に基づき、本件が「合衆国の安全、財産若しくは利益に影響を及ぼす」と認め

るとして、民政府裁判所への移送を命令した。その際民政府は、本件移送を命令した理由として、本件は布令布告が問題とされているところ、布令布告の審査権は琉球政府裁判所に与えられたことがなく、与えられるべきものでないと説明した。

同年十二月二日、民政府裁判所は、本件に関し、沖縄の裁判所に米布令を審査する権限があることを認めるとともに、友利氏に布令六八号第二二条の「重罪云々」を適用することは正しくないとして友利氏の当選を認める判決を下した。

(2) サンマ課税事件

一九六三年那覇市の鮮魚輸入業者が布令一七号「物品税法」の課税品目の中にサンマが明記されていないのに課税されたと訴え、中央巡回裁、上訴裁ともこの主張を認め、四万六千余ドルの税金が返還された。その直後米民政府は布令を改正し、課税物品にサンマを付け加えるとともにこれを過去に遡つて適用することとした。これに対し一九六五年二月、別の業者琉球漁業会社が第二のサンマ事件を起し、税金二万四千余ドルの返還と改正布令の無効を訴えた。中央巡回裁は法律不遡及の原則に加え、琉球政府の裁

判所は米布令を審査できるとして改正布令の無効を判決した。これに対し被告側の琉球政府は、琉球政府上訴裁判所に上訴したところ、一九六六年六月七日、民政府は、本件につき前記友利事件とともに同様の理由により民政府裁判所への移管を命令した。

同年十二月二日、民政府裁判所は、本件に関し琉球政府側の勝訴を認めしたが、その判決事由は、改正布令が出される前に出した布令一七号「物品税法」において、改正された物品税布令の適当な解釈としては、沖繩に輸入される生鮮魚介類には物品税を課すること、が意図されており、同法に挙げられた品目は例記であり、制限列举ではないので、訴状に示されたサンマに対する課税は適当であり有効であると指摘している。

なお、本件について敗訴した琉球漁業会社は、同年（一九六六年）十二月三十日右判決を不服として民政府上訴審裁判所に上訴したが、翌一九六七年十二月二十日同裁判所は第一審判決を確認する判決を下し、結局琉球政府側の勝訴が確定した。

問五―追―8

瀬長亀次郎現衆議院議員は、かつて昭和二十九年に沖縄の米側軍法会議により不当に裁判され二年の懲役に服したが、返還協定第五条（裁判引継ぎ条項）はかかる裁判の効果も引き継ぐこととなるのか。前科の問題はどうなるのか。（事件の概要は「答」の「参考」を参照）

答

瀬長議員について御指摘のごとき事件があつたことは承知しており、また、同議員が裁判された裁判所はいわゆる通常の軍法会議ではなく、現在の民政府裁判所の前身で当事沖繩人の刑事事件を一般的に管轄していた軍政府裁判所であつたと承知しているところ、協定第五条が引継ぎの対象としている裁判関係事件は、ただいま御審議中の特別措置法案第三十条でも明らかにされているとおり、琉球政府の裁判所の判決については昭和二十七年四月二十八日前に確定したもの及び民政府の裁判所の判決については昭

和三十年四月十日前に確定したものであるので、御指摘のごとき事件は協定上引継ぎの対象とはならず、また、復帰後は本土刑法の総則規定との関係ではいかなる意味でも前科とはならないと承知している。(昭和四十六年十月十二日付け条約局作成第五条関係擬問擬答問五―44、46参照)

参考…事件の概要は次のとおりとみられる。

昭和二十九年夏米民政府は、奄美出身の二名の人民党員を好ましからぬ外人として退去命令を出したところ(いわゆる人民党事件)、この事件との関連で瀬長立法院議員(当時)は犯人蔵匿等のかどで逮捕され、同年十月二十一日那覇軍政府裁判所で懲役二年の判決を言い渡されたもの。同議員は、この判決により昭和三十一年四月八日まで服役し、翌日釈放された。

問五―追―9

民政府裁判所の判決により現在も服役中の者は何名いるか。この中には無期懲役の者が一人いるとのことであるが、これはいつどのような事件につき判決を受けたのか。

答 民政府裁判所の言渡しに係る事件で本年十月現在で服役中の者は二名（沖繩籍日本人）であると承知しているが（以上の他仮釈放中のもの五名―いずれも沖繩籍日本人）、この服役中の二名の者の関係事項で当方が承知しているところは次のとおりである。

1 現在四十一歳の日本人。罪名は殺人（一九六〇年九月十八日海兵隊軍曹が勤務中のところを被告がナイフで同軍曹の左ももを刺し、死に致らしめたもの）。一九六一年四月十一日判決で無期懲役

2 現在二十一歳の日本人。罪名は傷害致死（一九六八年十一月

四日海兵隊員の被告に対する暴行の仕返えしとして包ちよりで
刺殺したもの。一九六九年一月二十七日判決で懲役（不定期
刑で短期四年長期八年）

第六條

注意取扱

125

昭和四十六年十月十八日

琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国
との間の協定の擬問擬答 (第六条)

条
約
局

○ 第六條

◎ 1 項

目 次

問六 1 1	三公社の財産移転とその他の財産の場合とで異なる規定振りにしたのはなぜか。	1
問六 1 2	三公社の財産及び権利義務を「政府」が引き継ぐこととしたのはなぜか。また、これらは、實際上いかなる程度に引き継がれることとなるか。	2
問六 1 3	三公社の権利義務を政府が「日本国の法令に即して」引き継ぐとは、どういう意味か。	7
問六 1 4	第六條 1 項にいう「財産」には、消極財産すなわち負債も含まれるか。	8
問六 1 5	第六條にいう「財産」には、動産も含まれるか。	9
問六 1 6	三公社の対米債務等の負債も日本政府が引き継ぐのか。	10
問六 1 7	三公社及びその職員に対する沖繩住民の請求権は返還協定との関係でどの職員に對し取り扱われることとなるのか。	11

問六 1 8

三公社の財産のうち、水道の設備等には、復帰後施設。区域の中にはとどまるものがあると思われ、このような設備等の維持。管理は、継ぎは、どうなるのか。また、この具体的などうなるのか。

問六 1 9 A表に即していえばどこどこに水道関係の施設があるのか。

問六 1 10

三公社の職員は、復帰後も引き続き雇用されるのか。また、その雇用は、条件は、少なくとも現在の水準より不利にならないと考えて良いか。

問六 1 11

三公社は、復帰後それぞれいかなる組織によりどのように運営されるのか。

問六 1 12

三公社の道路等に底地になつてゐる民有地の使用権は、復帰後どのようにして取得するのにか。

◎ 2 項

問六 1 13

復帰前の地主に返還される土地の上にある財産は、具体的には前どのようの土地か。

問六 1 14

米国の政府が復帰後も保有する財産とするか。また、日本録政の同意は、いどのよの財産とするか。

◎ 3 項

問六 1 15

は取得協定第六條の他の埋立地は、規ら實際にありか。

問六 1 16

でなく、第一條の埋立地として、米政府が「所有する

問六 1 17

本國埋立地に「移つては、第六條一項及び二項の日本國政府の

問六 1 18

米側保有の埋立地の実態を説明せよ。

◎ 4 項

問六 1 19

こるが第六條の四項は、米國政府の規定により復元補償義務を負う

◎ 合意議事録

問六 1 20

第六條に関する合意議事録第一項の趣旨を説明せよ。

問六 1 21
い 復帰前の沖繩下に行なわれ、び電気の米軍への供給は、

問六 1 22
別 沖繩の米軍は、水及び電気の供給にかつて復帰後も特

問六 1 23
ど 那覇空港施設とはどの範囲のものか。また、

問六 1 24
か 三和無指向性無線標識とは何か。那覇空港との関連い

問六 1 25
つ 行政用建築物として掲げられた用途を述べよ。おの

問六 1 26
外 建築意図と事録(2)の柱書きは、次に列挙されたものを行政用

問六 1 27
か 引文が那覇の琉球政府庁舎には米側から献呈されたものが碑

問六 1 28
道 路 構 築 物 と は 、 何 か 。

問六 1 29

施設。合意議亭録にあげられておられると考へてよい。か。いずれも復帰後

問六 1 30

口に資産引継ぎの考へてよい。か。道路の総延長は、約二三〇キ

問六 1 31

その他の路線には、どのようなものがあるのか。

問六 1 32

無指向性無線標識施設とは何か。

問六 1 33

何か。南大東島等の諸島及び宮古島の「対空通信施設」とは

問六 1 34

島嶼間航行用通信システムとは何か。

問六 1 35

航路標識となつて浮標十七、導燈二組その他の近距離用の

問六 1 36

もの施設。区域（水域を含む）内の航空標識も日本政府の

問六 1 37

ロラン送信局とは何か。

問六 1 38

局の宮古島ロラン送信局の機能は、か。ロラン局が沖繩にある

問六 1 39

日本「那覇ホイル転送されるものは、どの米財産で協定発効の日に

問六―40 用「那覇空軍。海軍補助施設のうち日本国政府による使
なものか。」に開放される部分にある設備」とは、政府による使

問六―41 渡嘉敷の施設は、復帰後どのように使うのか。

問六―42 三公社の財産以外の財産で日本政府に移転されるもの
として、合意議事録に掲げられていないもの以外に何か
あるか。

◎奄美。小笠原関連問題

問六―43 奄美返還協定第三条と沖縄返還協定第六条の相違点を
説明せよ。

問六―44 今回の協定には、奄美の場合と異なつて、琉球政府の
財産の引継ぎに關する規定がないのはなぜか。

問六―45 今回の協定には、奄美返還協定第三条、5項の引継ぎは
県有財産の引継ぎに關する規定がないが、その引継ぎは
どうなるのか。

問六―46 米国の引継ぎはなつてきた施設に關連する公文書、証拠物件
等の引継ぎはなつてきた施設に關連する公文書、証拠物件

問六―47 協定中の規定する必要はなかつた協定の場合のごとく
協定中の規定する必要はなかつた協定の場合のごとく

問六 1 48

債務の美返還協定の第三條に三項についていう。美の郵政關係の債權

問六 1 49

い。政府は、本件郵政關係の債權が自ら支払うべきでな

問六 1 50

りなした。合衆國政府は、日本國政府は、米に決メ

問六 1 51

の。小笠原返還の場合には、日米間の資産の引継ぎは、ど

○ 第六條
◎ 1 項

問六―1 三公社の財産移転とその他の財産の場合とで異なる規定
ぶりにしたのは、なぜか。

答 三公社の引継ぎの場合には、たとえば発電機、ダム等の物理的
な設備の引継ぎにとどまらずその他の資産、負債、権利義務を
含めた企業体を引き継ぐところが行政用建築物、航路標識等の場
合と異なる特色であるので、他の財産とわけて規定したものである。
また、第六條二項に従つてわが国が引き継ぐその他の財産は、同
項に規定するとおり、復帰の日提供される施設。区域外にある
ものであるが、三公社の場合には、かりにその設備等の一部が施
設。区域の中にあるときも企業体としての性質上、かかるものを
含めて引き継ぐ必要があるので、この点にもかんがみ、三公社に
ついては異なる規定ぶりにしたわけである。

問六 1 2 三公社の財産及び権利義務を「政府」が引き継ぐこととしたのはなぜか。また、これらは、実際上いかなる機関に引き継がれることとなるか。

答 琉球電力公社、琉球水道公社及び琉球開発金融公社の業務は、それぞれ、沖縄電力株式会社、沖縄県及び沖縄振興開発金融公庫が引き継ぐこととなるが、右業務をいかなる後継機関に引き継がせるかは、わが国自身の方針決定及び立法の問題であるので、いずれにせよ日米間の問題としては、これら三公社の財産及び権利義務は、政府間で移転することとするのが最も適切であると考え、協定上日本政府がいつたん引き継ぐこととしたものである。

かかる財産及び権利義務は、目下国会において御審議願つていられる関係国内法（注 1）により、復帰の日には沖縄電力株式会社、沖縄県及び沖縄振興開発金融公庫に引き継がれることとなる。（な

お、水道公社の財産及び権利義務のうち福地ダムに係るものは、政府が引き継ぐこととなる。 (注2及び注3)

(注1) 三公社関係国内法案の関係規定は、次のとおり。

(イ) 琉球電力公社 (「沖縄振興開発特別措置法」中に沖縄電力株式会社) の設立等に関する規定がある。

附則第十八条 5 政府は、会社の設立に際し、会社に対して協定第六条第一項の規定により政府に移転される琉球電力公社の財産の全部を出資するものとする。

附則第十八条 12 協定第六条第一項の規定により政府が引き継ぐ琉球電力公社の権利及び義務は、会社の成立の時に、会社に承継される。

(ロ) 琉球水道公社（沖縄の復帰に伴う特別措置法中に次の規定がある。）

（琉球水道公社）

第三十六条 琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第六条第一項の規定により政府に移転し、又は政府が引き継いだ琉球水道公社の財産その他の権利及び義務は、政令で定めるものを除き、この法律の施行の時に於いて沖縄県が承継する。

(ハ) 琉球開発金融公社（「沖縄振興開発金融公庫法」の附則に次の規定がある。）

（琉球開発金融公社等からの権利義務の承継等）

第四条 公庫の成立の際、現に琉球開発金融公社の有する権利義務で、協定に基づいて政府が引き継ぐこととなるもの、大衆金融公庫の有する権利義務及び琉球政府の産

業開発資金融通特別会計、運搬船建造資金融通特別会計、住宅建設資金融通特別会計、農林漁業資金融通特別会計又は本土産米穀資金特別会計に属する権利義務は、政令で定めるものを除き、その時において公庫が承継する。

2 前項の規定により公庫が権利義務を承継したときは、その承継された権利義務に係る資産の価額の合計額から負債の価額の合計額を差し引いた金額に相当する金額が、政府から公庫に出資されたものとする。

3 前項の資産及び負債の評価の方法については、政令で定める。

(注2) 福地ダムについては、復帰までに完成することを目標に米側が建設を進めているが、万一復帰時に完成されない場

合には、復帰後国が工事を引き継ぎ、これを完成させることとなる。

(注 3) 琉球水道公社の財産及び権利義務のうち水源開発に係るものは、政府が引き継ぐこととなる。注 1 (ロ) に引用した規定中「政令で定めるものを除き」とは、政府が引き継ぐものを政令で特定してこれを沖縄県への承継の対象から除外する趣旨である。

問六一三 三公社の権利義務を政府が「日本国の法令に則して」引き継ぐとは、どういふ意味か。

答 三公社の権利義務は、その取引關係に基づくものを含め、多岐にわたるものであるが、復帰後における権利の行使及び義務の履行がわが国の法令の下で行なわれるべきことはいうまでもなく、また、このことを前提として、権利義務の引継ぎもわが国の法令に適合するよりな形で行なり必要があるので、本条一項後段でこの点を明らかにしたわけである。（たとえば、復帰後沖繩県が水道公社の経営を引き継ぐ場合には、同公社の権利義務のうちその職員の身分關係に関するものについては、当該職員が県の職員に
なる以上は地方公務員法の適用を受けることになる。）

問六―4 第六條1項にいう「財産」には、消極財産すなわち負債も含まれるか。

答 第六條1項の「財産」は、積極財産及び消極財産の双方を含む概念として用いられており、したがってこれには、有体、無体の財産のほか、債権・債務も含まれる。

六条差換え分

問六―5 第六条2項の「財産」には、動産も含まれるか。

答 第六条2項の「財産」の主たるものは、同項に関する合意議事録に掲げる例からもみられるとおり、建物その他土地以外の不動産となつてゐるが、動産を排除する趣旨ではなく、たとえば航空保安施設の場合、かかる施設は機能しうる状態でわが国に引き継がれるものであり、かかる施設には動産と観念しうるような器材も含まれてゐる。

問六一六 三公社の対米債務等の負債も日本政府が引き継ぐのか。

答 対米債務を含む三公社の負債も協定第六条に従つていつた日
本政府が引き継ぐが、最終的には、これらの公社の業務を引き継
ぐ機関に帰属することになる。

(注)

三公社の対米債務としては、次のものがある。
琉球開発金融公社 | コモディティ・クレディット・コ

1 ポレISHIONからの借入金約六
二三万ドル(七〇年六月現在)

琉球電力公社

1 財務省証券約九六〇万ドル(七〇
年六月現在)

問六―七 三公社及びその職員に対する沖縄住民の請求権は返還協定との関係でどのように取り扱われることとなるのか。

答 三公社及びその職員に対する沖縄住民の請求権の問題が現に生じているとは承知していないが、かかる請求権は、一般にはこれらの公社の義務の一環をなすものとして、返還協定第六条1項の規定に基づき、施政権返還時に一旦日本国政府に引き継がれ、終局的には、これらの公社の後継機関に対する請求権となる。後継機関と関係住民との間におけるこの種の請求権の処理はもつばらわが方の国内問題であり、わが国の関係法令に基づきその処理が行なわれることはいうまでもない。

（なお、以上のことは独立の企業体としての三公社につき妥当するものであるところ、形式的にせよ、これらの公社は同時に米民政府の一機関としての側面をあわせ有していることも事実であ

る。かりに、三公社のかかる側面に關連して何らかの請求が提起されたとすれば、右は施政権者たる米國そのものに対する請求と觀念されるべきであり、いずれにしても、この種の請求の取扱いは、返還協定第六條1項の問題ではなく、むしろ、第四條1項ないし2項の問題といふべきである。

問六―8

三公社の財産のうち、水道の設備等には、復帰後施設。区域の中にとどまるものがあると思われるが、このような財産の引継ぎは、どうなるのか。また、このような設備等の維持。管理は、具体的にどうなるのか。

答(イ)

三公社の財産の場合には、その他の引継財産の場合と異なり、三公社の企業体としての性質にかんがみ、その設備等の一部が復帰の日に提供される施設。区域の上にあるうとなかろうとわが方がこれを引き継ぐことは、第六条第一項の規定上明らかである。(問六―1参照) (右の設備等の存する部分は施設。区域とはならない。ただし、一本の電柱のごときもので、その底地を施設。区域としないことが技術的に無理であるような場合は、地位協定二条4aの規定による等しかるべき措置がなされることもありえよう。)

(ロ) このような設備等については、復帰後三公社の後継機関がその維持・管理を支障なく行ないうるよう、当該設備等への出入の便宜を図る等施設。区域の提供との関係でなんらかの調整を図る必要があるが、その細目については、本土における同様の事例にならない、合同委員会を通ずる米側との協議のうえ適切な処理をしまいる所存である。

問六一九 A表に即していえばどこどこに水道関係の施設があるのか。

答 A表中に即していえば、次の箇所に水道関係施設がある。

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| (イ) 北部訓練場 (No. 1) | (ロ) キャンプ。シュワブ (No. 9) |
| (ハ) キャンプ。ハンセン (No. 11) | (ニ) 嘉手納弾薬庫地区 (No. 22) |
| (ホ) キャンプ。マクトリアス (No. 31) | (ヘ) キャンプ。ヘーグ (No. 33) |
| (ト) 嘉手納飛行場 (No. 37) | (チ) キャンプ瑞慶覧 (No. 44) |
| (リ) ホワイト。ビーチ地区 (No. 48) | (ヌ) 普天間飛行場 (No. 51) |
| (ル) 牧港住宅地区 (No. 61) | (フ) 那覇空軍。海軍補助施設 (No. 66) |
- 等

問六―10 三公社の職員は、復帰後も引き続き雇用されるのか。また、その雇用の条件は、少なくとも現在の水準より不利にならないと考えてよいか。

答(イ) 協定第六条1項は、三公社の財産及び権利義務の日米間における引継ぎを規定しているところ、この規定によつて引継ぎされる権利義務の中には、職員の身分関係に関するものも含まれている。さらに、わが国の国内的な措置としても、三公社の引継ぎに関する国内法において、三公社の職員は後継機関たる沖縄電力株式会社、沖縄県及び沖縄振興開発金融公庫の職員として引き継がれることが確保されている。(注)

(ロ) 三公社の職員が復帰後各公社の後継機関に引き継がれることは以上述べたとおりであるが、復帰後における具体的な雇用の条件は、わが国の法令、当該後継機関と職員との間の労働協約等

できめられるものであり、協定第六条1項の規定は、復帰前における雇用の条件を将来にわたつて一般的に復帰後も維持することまで保障するものではない。

(イ) もつとも、三公社の構成員ではあつても、米国政府によつて任命された理事等、三公社の出資者たる米国政府側を代表する者が後継機関に引き継がれないことは、三公社の日本側への引継ぎにより、出資者の地位も日本側が占めることになることからみて当然のことといえよう。

(注)

沖繩振興開発特別措置法の附則第十八条12(電力公社)、沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第三六条(水道公社)及び沖繩振興開発金融公庫法附則第四条(開発金融公社)により、三公社の権利義務は、それぞれの後継機関に引き継がれることになつており、職員の雇用関係に関する権利義務もこの引継ぎに含まれている。

問六―11 三公社は、復帰後それぞれいかなる組織によりどのよう
に運営されるのか。

答 琉球電力公社、琉球水道公社及び琉球開発金融公社の業務は、
復帰後それぞれ、沖縄電力株式会社、沖縄県及び沖縄振興開発金
融公庫がこれを引き継いで運営することになるが、これらの公社
の業務の引継ぎに関する必要事項は、目下国会審議中の沖縄振興
開発特別措置法、沖縄復帰に伴う特別措置法及び沖縄振興開発金
融公庫法の中で規定している。(なお、水道公社の財産及び権利
義務のうち福地ダムに係るものは、政府が引き継ぐこととなる。)
三公社の業務の引継ぎに関する基本的な関係は、以上のとおりで
あるが、政府としては、今後とも、復帰後の沖縄の民生の安定及
び経済の発展を念頭に置いて三公社の業務引継ぎに関する具体的
諸準備を進めてまいる所存である。

問六―12 三公社、道路等の底地になつてゐる民有地の使用権は、復帰後どのように取得するのか。

答 電力公社、水道公社、道路等の用地になつてゐる民有地の使用権は、これらの事業や資産を引き継ぐ国、県等が、土地所有者との話し合いを通じて取得することとなる。しかして、万一かかる話し合いがつかない場合のことも考慮せざるをえないところであるので、目下「沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律」(注)を御審議願つてゐるわけであるが、政府としては、土地所有者との話し合いが円満に妥結することを期待してゐる。

なお、三公社のうち琉球開発金融公社は、建物(国場ビル)の一角を借用しているにすぎないので、土地所有権取得の問題はなし。

(注) 同法第二条二号(水道)、三号(電力)、四号(飛行場)、五号(航空通信施設)、六号(航路標識)及び七号(道路)参照

◎ 2 項

問六 1 13 復帰前に地主に返還される土地の上にある財産は、具体的にどのよう処理されるのか。

答 復帰前に地主に返還される土地の上にある米国の財産は、土地の返還の際、米軍と地主との間の話し合いによつてその処理方法が決められる。したがつて、話し合いの結果いかんでは、たとえば、米軍がその土地の上に作つた建物がそのまま地主の所有に帰することもありうる。

問六 1 14 米國政府が復帰後も保有する財産としては、合意議事録にあげられているもののほか何があるか。また、日本政府の同意は、どのようにして与えるのか。

答 米國政府が復帰後の沖繩において、施設・区域外で保有することとなる財産としては、合意議事録に掲げるもののほか、V O A 中継局の運営継続に関する交換公文に掲げるV O A 関係の中継施設等がある。(これで全部かとの質問に対しては、) 右のほか、米國政府が沖繩の施設・区域外で保有することとなる送油管等がある。

日本政府の同意を与える形式は特に一定せず、また、包括的網羅的に行なり必要もない。その同意は、具体的には國務省職員用の住宅及びV O A 関係の諸施設については、それぞれ合意議事録及び交換公文によつて与えられる。(なお、前記の送油管等

については、前記 A 表の注にあるとおり日本政府が地位協定に従い、米軍による使用のため必要な措置をとることとなつており、この措置をとるにあつて与えられることとなる。

(注) A 表(注 1)は、次のとおり。

日本国政府は、貯油施設を結ぶ合衆国の送油管、ケーブル、瑞典艦に接続する合衆国の海底電線のうち日本国の領海にある部分並びに施設及び区域に接続する合衆国の電気通信線に關し、地位協定に従い、合衆国軍隊による使用のため必要な措置をとる。

問六 1 15 協定第六條 3 において、「米国民政府がこれらの諸島において取得したその他の埋立地」についても規定しているのはなぜか。また、このような埋立地は、実際にあるのか。

答 土地の埋立てに関する米国民政府布令第一〇六号は、米国民政府が自ら埋立てた土地のほか、他人の埋立てた土地を取得する場合も予想していることにかんがみ、協定第六條 3 項は、米国民政府が承継取得した土地がある場合にもかかるものを含め、米国民政府が復歸の日現在保有しているすべての埋立地が漏れなく日本政府の財産となるよう広く規定したものである。もつとも、實際問題としては、米国民政府が承継取得した埋立地が現在あるとは承知していない。

(参考)

○米国民政府布令第百六号(一九五三。三。三〇)

第一章 削除(改正一)

第一条 琉球列島米国民政府が埋立てたすべての土地及びその他、琉球列島米国民政府が取得したすべての埋立地は高等弁務官の許可を得て譲渡又は贈与の方法で処分することができらる。

第二条 琉球列島米国民政府から埋立てられた土地を譲り受けた者は購入したものでない限りその土地を高等弁務官の事前の承認なくして譲り渡し又は処分することはできない。

第三条 前条により必要とする承認を得ずしてなされる第三者への譲り渡し又は処分は無効とし、当該土地の所有権は琉球列島米国民政府が没収する。

問六 1 16 第六條 3 項の埋立地について、米國政府が「所有する」
でなく「保有する」埋立地としたのはなぜか。

答 施政權返還前においては、米國が自己の負担において造成し又は取得した埋立地を処分することは施政權の行使の一態様として本質的には認められてしかるべきものであるが、この種の埋立地は、第六條に規定されているとおり、施政權返還に伴つてわが國に帰屬すべきものである。米國が平和條約第三條に基づき施政權の下で有するこのような權利は、米國の一般の公有財産に対する所有權に比してより制約されたものといふべく、特に施政權返還を目前にした現在においては、かかる權利の特殊な性格を協定にも反映し、一般の公有財産に対して米國が有する所有權と區別することゝ望ましいとの考えから協定第六條においては、「所有する」でなく「保有する」といふ表現を採用したものである。

問六 17 埋立地については、第六条一項及び二項のごとく「日本
国政府に移転する」という規定にせず「日本国政府の財産
となる」旨規定したのは、なぜか。

答 米国政府が復帰の日現在保有している埋立地は、施政権返還に
伴い当然にわが国に帰属するものであるところ、このことを確認
する表現として「日本国政府の財産となる」というのが最も適切
と考えたからである。

問六 18 米側保有の埋立地の実態を説明せよ。

答 返還協定第六条第三項の規定に基づき日本政府の財産となる埋立地は、米国民政府の資料によれば、那覇軍港地区、牧港^サービ^ビス地区等に約六〇万平方メートルあるがなおそのほかに、奥武山^{おうのやま}地区、那覇空港地区等にも米軍が埋め立てた土地がある。

(参考一)

米 国 政 府 に よ る 埋 立 地 (米 民 政 府 資 料)

那 霸 軍 港 地 区

二〇万九千平方メートル (引き続き提供)

牧港^(まちなと)サービス地区

三三万二千平方メートル (引き続き提供)

カルテックス・ブラック
オイル・ターミナル

一万三千平方メートル

本部採石所

五万三千平方メートル

キャンブコートニー

二万六千平方メートル (引き続き提供)

計

六三万三千平方メートル

(参考2)

衆。協特、四六。十一。十一

○西中委員

、、、、、、、協定第六條の埋め立て地の問題についてお伺いをしておきたい。

この三項で、アメリカは、埋め立て地を日本政府の財産として移転することになつておりますが、全部が移転の対象になつておりますか、どうですか。また、そのうち実際に開放される土地はどれほどか、また、米軍が使う基地はどれほどか、その辺についての御回答をお願いします。

○小幡政府委員 お答え申し上げます。

協定の第六條第三項に基づきまして日本国政府の財産となる埋め立て地でございますが、米国の民政府の資料によりますと、現在、那覇の軍港地区内、それから牧港の補給地区内等にございまして、

数量は全部で約六十万平方メートル、坪数にいたしまして十八万坪でございます。しかし、このほかにも、当方の調査によりますと、たとえば那覇の奥武山公園地区、あるいは奥武山地区のほかにも、那覇空港の滑走路の延長のところにございまして、大体それが約二十五、六万平方メートルくらいございます。こういった埋め立て地につきましては、協定に基づきまして復帰の際に日本国政府に当然帰属するとなつておりますので、この処理につきましては、このうち引き続きまして米軍に提供するものを除きまして、普通の国有財産といたしまして、主として公用その他適切に処理する方針でございます。

○西中委員 面積。

○小幡政府委員 面積は、先ほど申しましたように、全部で、
○西中委員 開放部分。——全部か。

○小幡政府委員 このうち提供する部分が三箇所ばかりございます。

面積にいたしますと、先ほど申し上げました数量のうち約五十七万平方メートルばかりは米軍に引き続いて提供する。これはA表該当の地区内にあるわけでございます。

以上でございます。

◎ 4 項

問六一九 第六條四項は、米國政府の復元補償義務を免除しているが、日本政府は、この規定により復元補償義務を負うことになるのか。

答 三公社等第六條の規定に従つてわが方が引き継ぐ米國財産の用地については、日本政府、三公社の後繼機關等が引き続きこれを使用する事となる、その用途の公共性ないし恒久性からして、復歸後において当該用地の明け渡しと原状回復という事態は、現実には予想されない。

もし、將來三公社等の用地の明け渡しと原状回復が必要になつた場合には、当該用地を現に使用している者が原状回復を行なうことになる。

◎合意議事録

問六―20 第六條に關する合意議事録第一項の趣旨を説明せよ。

答 沖繩の米軍は、現在、琉球電力公社及び琉球水道公社から電力及び水の供給を受けているところ、復帰後の沖繩における米軍は、地位協定の下でこれらの公社の後継機関から電力及び水の供給を受けることになる。その場合の料金等の条件は、官庁なみの待遇を受けている在本土米軍の場合と同じようなものとなり、在本土米軍の場合に比して特別有利な待遇を与えるものではないことを確認したものである。

問六 1 21 復帰前の沖縄における水及び電気の米軍への供給はいかなる条件の下に行なわれているか。

答(1) 復帰前の沖縄においては統合上水道から米軍(陸軍、海軍、海兵隊)及び水道公社に対し給水されている。給水価格はコスト計算により毎年決められており(一九七一会計年度においては、浄水一、〇〇〇ガロンあたり一二・八六セント)、米軍及び水道公社に対し同一の価格で給水されている。

(参考) 水道公社から一九市町村、一組合に給水されているが、その料金は浄水千ガロンにつき二一・九四セントとされている。なお、那覇市については、例外的に浄水のほか原水を千ガロンにつき八セントで給水している。また、家庭用水については、那覇市の場合八立方メートルを基本単位とし、右料金は一ド

ル、右を超過する場合には立方メートルにつき一五セントとされている。

(厚生省、対策庁と協議済み。)

(2) 米軍に対しては琉球電力公社から直接電力を供給している。現行料金率は、公社が民間の大口需要家に適用しているもの(基本料金は、一箇月キロワットあたり二・三ドル、基本料金をこえる電力の料金は、キロワット時につき〇・〇〇七三ドルと同じものである。)

(通産省調査)

問六 1 22 沖縄の米軍は、水及び電気の供給について復帰後も特別有利な待遇を与えられるのではないか。

答 問六 1 20 参照

問六―23 那覇空港施設とは、どの範囲のものをいうのか。また、どのような資産が引き継がれるのか。

答 いわゆる那覇空港は、那覇空軍基地と呼ばれる地域のうち飛行場関係部分をさすものであり、具体的な境界線についてはさらに米側とも話し合っている。

米側より引き継ぐ資産としては、滑走路、航空管制関係施設、気象観測関係施設、ターミナル。ビル等がある。

問六―24 三和無指向性無線標識とは何か。那覇空港との関連いかん。

答 洋上航空路から沖縄の那覇空港に着陸しようとする航空機は、まずこの標識施設より発信される電波によりその方位を知り空港に接近する。したがって那覇空港進入のために必要な航空保安施設である。

(注) ミワジ 三和村は、現在は糸満町イトマンチヨに吸収され、地名としては残つていないが、同地にある無視向性無線標識は、従来より「三和無視向性無線標識」と呼ばれて来ているので合意議事録では、この呼称を採用した。

問六―25

行政用建築物として掲げられているもののおののについて、その概要及び復帰後の用途を述べよ。

答 行政用建築物の概要は、別表のとおりである。なお、復帰後の利用計画については、現地の意見を尊重し、公共用、公用の施設として利用していきたい。
(利用計画についても別表参照)

別 表

行政用建築物の概要

建 物 名	所 在 地	建物延面積 (m^2 概数)	土地の状況	復帰後の利用計画等
那覇の琉球政府庁舎	那覇市美栄橋町	4,992	県有地	沖縄県に譲与
那覇の裁判所庁舎	〃	1,291	県有地	未定
那覇の英語センター	那覇市首里当之蔵町205	992	民有地を賃借	沖縄県に譲与
那覇の文化センター	那覇市寄宮312	1,385	県有地	関係市町村に譲与
石川の文化センター	石川市字石川436	521	民有地を賃借	〃
名護の文化センター	名護市字名護	1,115	民有地を賃借	〃
宮古の文化センター	平良市下里	660	国有地	〃
八重山の文化センター	石垣市大川14	742	国有地	〃
民政府宮古庁舎	平良市字下里	約1,200	国有地	未定
民政府八重山庁舎	石垣市	約1,000	民有地を賃借	〃

問六―26

合意議事録2(2)の柱書きは、一次のものを含む行政用建築物」となっているが同項に列挙されているもの以外には何かあるか。

答 復帰準備委員会ビルに付随する自動車操作場建物がある。

問六 1 27 那覇の琉球政府庁舎には米側から献呈されたという碑文があるにもかかわらず、これを協定によつてわが方に引き継ぐべき米國財産として合意議事録に掲げるのはおかしいではないか。

答 行政府庁舎には、米側から献呈されたと記されているが、(注1) 実際には借用証書(注2)が存在し、琉球政府の所有にはなつていないので、日本側に引き継がれることを明確にするため、合意議事録に記載したものである。(もつとも、県民感情等を考慮して、種種検討した結果、最終的には引継資産の評価上これを算入しないこととした。)

(注1) "Executive Building, Government of the Ryukyu Islands
Dedicated to the Ryukyuan People by the United States
of America"

問六 1 28 道路構築物とは、何か。

答 道路構築物とは、道路の舗装部分のほか、合意議事録に例示してあるような信号機、道路標識、橋等の財産である。

問六 1 29

合意議事録にあげられている路線は、いずれも復帰後施設・区域外になるものと考えてよいか。

答 合意議事録の第六条に関する項の 2 (3) に掲げる路線は、いずれも復帰後施設・区域外になる。

問六―30

資産引継ぎの対象となる道路の総延長は、約二三〇キロになるかと考えてよいか。

答 道路構築物を有する路線としては、合意議事録に掲げるものほか、延長距離は少ないが同様の路線があり、これらを合わせるのと約二三〇キロになると承知している。さらに、これらの路線のほかにも道路としては将来市町村道、農道、林道等となると思われるものがあり、未舗装部分も多いが、米側所有の道路構築物がある限りにおいては、第六条の項の規定に従つてわが方に引き継がれることはもとよりである。(詳細は、建設省、施設庁所管)

(参考) 合意議事録に例示してある路線と同様のものとして
 は、三号線、五A号線、三〇号線等一三路線約三〇キロがある。

問六―31 その他の路線には、どのようなものがあるのか。

答 その他の路線としては、合意議事録に例示してあるものと同様の路線が一三路線約三〇キロあり、また、このほかにも将来市町村道、農道、林道等となると思われるものがある。

（その他の路線について「概算距離」を掲げなかつたのはなぜかとの質問に対しては、）協定第六条との関係で合意議事録に主要な路線を掲げたのは、単なる道路の延長距離そのものではなく財産たる道路構築物に着目してのことであるが、特に右の市町村道の場合には、合意議事録に掲げた主要路線の場合のごとく全線にわたつて引継財産があるというわけではないことにもかんがみ、その他の路線については、合意議事録に「概算距離」を掲げなかつた次第である。（詳細は、建設省、施設庁所管）

問六―32 無指向性無線標識施設とは何か。

答 無指向性無線標識施設とは、地上より全ての方向に電波を發する機器であり、地上から發せられるその電波（モールス信号による）を航空機が受信することによつて地上施設（飛行場等）の正確な方向を、航空機の側に判明させる機能を有するものであると承知している。（詳細は、運輸省）

問六―33 南大東島等の諸島及び宮古島の「対空通信施設」とは何
か。

答 沖縄本島と離島間を航行する航空機の航行の安全を確保するた
め、航行中の航空機と交信を行なう無線通信施設である。

問六 1 34 島嶼間航行用通信システムとは何か。

答 沖繩本島と島嶼間を結ぶ無線通信連絡回線システムで、沖繩本島と離島空港間の通信連絡用のほか、離島の各無指向性航空無線標識施設及び対空通信施設を遠隔操作するためのものである。

問六 1 35

燈台十四、燈浮標十七、導燈二組その他の近距離用の航路標識となつてゐるが、その他とはどんなものか。

答 その他の近距離用の航路標識とは立標一基及び浮標二十六基である。

(参考)

立標、浮標とも燈火のつかない標識であるが、立標は陸上に、浮標は海上に設置された標識である。

問六一 36 施設。区域（水域を含む）内の航路標識も日本政府のものになるのか。

答 現在米側が所有している航路標識のうち若干のものは、復帰後地理的には施設。区域の中に位置することとなるが、かかる場合といえども当該航路標識が存する部分は、施設。区域とはならず、当該航路標識は、第六条の項の規定に従い、復帰の日日本政府に移転する。

なお、右のような航路標識については、復帰後日本側がその維持。管理を支障なく行ないうるよう、当該航路標識への出入の便宜を図る等施設。区域の提供との関係でなんらかの調整を図る必要があるが、その細目については、合同委員会を通ずる米側との協議のうえ適切な処理をしまいる所存である。

(注) — 地理的に了解覚書 A 表の施設。区域内に位置することになると考えられる航路標識としては、次のようなものがある。

- (イ) 込野古崎燈台 (A 表九。キャンプ。シュワブ)
 - (ロ) 勝連崎燈台 (A 表四八。ホワイト。ビーチ地区)
 - (ハ) 伊江島燈台 (A 表五。伊江島補助飛行場)
 - (ニ) 那覇港口右舷燈台 (※)
 - (ホ) 那覇港導燈のうち後燈
- ~~~~~
- (A 表六四。那覇港湾施設)

なお、右のほか、水域提供との関係で、若干の浮標等が当該水域内に位置することもありうる。

※ 「右舷」とは、海側からみて右側をいう。

問六―37 ロラン送信局とは何か。

答 ロランとは、LONG RANGE NAVIGATION AIDS (長距離航行援助施設) の略称で、ロラン送信局は、航行中の船舶や航空機に自らの位置を測定することができるようになるため、地上から電波を放射するものである。沖縄のロラン局には、ロランAとロランOとがあり、ロランOは、ロランAに比べ有効範囲及び精度において格段に優れた性能を有するものである。

(詳細は、海上保安庁所管)

問六―38

宮古島ロランA送信局のほかはロラン局が沖縄にあるのか、あればそれぞれの機能いかん。また、他のロラン局をわが国が引き継がないのは、なぜか。

答 慶佐次（沖縄本島）にロランA及びロランOがある。

ロランOは、ロランAに比して有効範囲及び精度において格段に優れた性能を有するものであり、目下のところその利用者は、受信機の普及状況からみてほとんど軍用の船舶・航空機に限られている。また、わが国としても、直ちにロランOを引き継ぎ、これを運用することは困難な体制にある。

今回、宮古島のロランAは、日本側が引き継ぐこととなつたが、慶佐次のロランAは、同地のロランOと機構上一体化されており、技術的に直ちに切り離せない事情もあつて米側は当面同地のロランAをロランOとともに保持し、運営することを希望している。

かかる背景にかんがみ、右慶佐次のロラン局は、沖縄の施設・区域に関する了解覚書のA表に掲げることとした次第である。

(参考) ロランAとロランCについて

いずれも双曲線航法に基づく航行援助施設であるが、その性能等について表にまとめれば次のとおり

項目	ロランA	ロランC
使用周波数	二MHz	一〇〇kHz
基線長	二〇〇〜四〇〇マイル	一、二〇〇〜一、三〇〇マイル
同期方法	時間差	時間差、位相差
有効範囲	昼間 七〇〇マイル 夜間 一、四〇〇マイル	昼間 一、二〇〇マイル 夜間 二、四〇〇マイル
測定精度	基線上三〇〇米	基線上三〇米

從局数 二局
利用者 一般船舶航空機

四局
主として軍専用

問六一 39

「那覇ホイール地区」にある米財産で協定発効の日日本国政府に移転されるものは、どのようなものか。

答 那覇ホイール地区には、沖縄の直接防衛責任の引受けの一環として展開する陸上自衛隊等の部隊が当面駐とんする予定となつて
いる。

この地区に所在し、日本側に移転される設備は、現在この地域にあるもののほぼすべてと見込まれる。その内容は、隊庁舎、倉庫、宿舎、体育館等の建物（鉄筋コンクリート、コンクリートブロック造り、ハットメント等）約十棟、延面積約三万平方メートル及び地区内道路舗装、外周柵等である。

問六 1 40 「那覇空軍・海軍補助施設のうち日本国政府による使用のために開放される部分にある設備」とは、どのようなものか。

答 那覇空軍・海軍補助施設のうち、日本側に開放されるべき部分については、現在その範囲についての調整を行なっている段階にある。したがって、返還協定の効力発効の日に日本側に移転される設備の細目は未定であるが、沖縄の直接防衛責任の引受けの一环としてこの地区に展開する各自衛隊の航空関係部隊の庁隊舎、航空機整備作業場等の造修施設、倉庫等の補給施設、弾薬庫その他の所要を満たす必要のため、現に米側においてこれらの用途に使用している相当量の設備が日本側に移転されることとなると考える。

問六 1 41 渡嘉敷の施設は、復帰後どのように使うのか。

答 渡嘉敷陸軍補助施設（第六条合意議事録²(6)及び了解覚書の表¹²参照）は、復帰後文部省所管の国立青年の家（仮称）として使用される計画であると承知している。

（詳細総理府沖縄北方対策庁及び文部省）

問六 一 42 三公社の財産以外の財産で日本政府に移転されるものとして、合意議事録に掲げられているもの以外に何かあるか。

答 復帰準備委員会ビルに付随する自動車操作場建物がある。

問六―43 奄美返還協定第三条と沖縄返還協定第六条の相違点を説明せよ。

答 奄美返還協定第三条と沖縄返還協定第六条とは、ともに施政権の返還に伴つて処理すべき財産、権利・義務関係等の問題について定めているものであるが、当然のことながら、奄美と沖縄の場合とでは、処理を要する問題の実体が異なるので、両協定の関係規定もこの背景を反映して大きく相違している。主な相違点は、次のとおりである。

(イ) 奄美の場合には、米政府が発行したB円が流通していたので、このB円債務の処理について協定に規定する必要があつたが、沖縄で流通している通貨は米ドルであり、この米ドルは対外支払手段として有効に使用しうるものであるので、小笠原の場合と同様、奄美返還協定第三条1項のような規定を今回の協

定に置く必要はない。

(ロ) 奄美返還協定は、平和条約第三条の地域の一部分を返還するものであつたので、奄美と行政、経済等の面で緊密な関係を有していた他の南西諸島との関係においても処理すべき問題があつた。この種の問題としては、奄美返還協定第三条3項に規定する奄美とその他の南西諸島の郵便組織間の勘定の決済（問六一⁴⁸参照）、同6項に規定するその他の南西諸島における政府機関、金融機関等が奄美に関して有する債権の引継ぎ並びに同7項に規定する奄美及び他の南西諸島の個人・法人間の債務に関する問題をあげることができよう。沖縄の場合は、平和条約第三条の未返還地域全部の返還であるから当然この種の問題は生じ得ない。

(ハ) 右(ロ)と関連することであるが、奄美の場合は、奄美返還の後も沖縄その他の南西諸島に関しては琉球政府が存続したわけ

あるから、協定上も、奄美にある琉球政府の財産の処理について規定する必要があつた（同第三条4項）。これに対し沖縄の場合には、施政権の返還とともに琉球政府は消滅し、その財産は当然わが国に帰属することとなるので、右のような規定は不要である。

(二) 奄美返還協定においては、日本政府が復帰の日以後完全な財政上の責任を有すること及び米国が管理していた日本の国県有財産を日本政府に返還することについて確認的規定を置いているが（同第三条5項）、沖縄返還協定には、このような規定を設けず、簡潔な条文にした。

（参考）

1 奄美返還協定第三条の要旨。

第一項 日本政府は、奄美におけるB号円を回収し、一B号円

につき三日本円を交付する。回収したB号円は、米側に無償で返還する。

第二項 日本政府は、奄美復帰の日以後完全な財政上の責任を有する。

第三項 日本政府は、奄美の郵便組織のすべての金融上の債務を負う。奄美の郵便組織と南西諸島のその他の島の郵便組織との間の勘定は、日米両政府間で後日決済する。

第四項 奄美にある琉球政府の財産は、無償で日本政府に移転する。

第五項 米政府が奄美で管理していた日本の国県有財産は、無償で日本政府に返還する。

第六項 米政府は、南西諸島のその他の島における政府機関等及び琉球復興金融金庫が復帰の日現在奄美に関して有する債権を無償で日本政府に移転する。

第七項 奄美及び他の南西諸島の個人（法人を含む。）間の債務に関し、日米両政府は、その決済を促進する手続を定める。

2 沖繩返還協定第六条の要旨。

第一項 琉球電力公社、琉球水道公社及び琉球開発金融公社の財産は、復歸の日に日本政府に移転し、また、これらの公社の権利・義務は、日本政府が日本の法令に即して引き継ぐ。

第二項 復歸前に地主に返還される土地の上の財産及び米國政府が日本政府の同意を得て復歸後も所有する財産を除き、復歸の日に提供される施設・区域の外にある米國政府の財産は、すべて日本政府に移転する。

第三項 米國政府が復歸の日に沖繩で保有している埋立地は、日本政府の財産となる。

第四項 米國は、第一項及び第二項の規定に従つて日本政府に移転する財産の底地の復元補償義務を負わない。

問六一⁴⁴ 今回の協定には、奄美の場合と異なつて、琉球政府の財産の引継ぎに関する規定がないのはなぜか。

答 奄美の場合は、平和条約第三条に基づく米国の施政下にあつた南西諸島の一部分をわが国に返還するものであり、奄美の返還後も沖縄その他の南西諸島に関しては琉球政府が存続したわけであるから、奄美にあつた琉球政府の財産は、もし日米間で何らの合意もしなければ、奄美復帰後もそのまま琉球政府のものとして存続しうるものであるところ、かかる財産は、施政権の返還にあつて日本政府に移転することが必要であるので、奄美返還協定上その引継ぎを明定したものである。

これに対し、沖縄の場合は、いふまでもなく平和条約第三条の未返還地域をすべてわが国に返還するものであり、沖縄の復帰とともに琉球政府は消滅する。琉球政府の財産は、現地法令上米

政府の財産とは明確に區別されており、復歸に伴う琉球政府の消滅にあたり沖繩に残されるその財産をいかに処理するかという問題は、もつぱらわが国の国内法上の問題であるので、沖繩返還協定には琉球政府の財産に関する規定を置かなかつた次第である。

問六 1 45

今回の協定には、奄美返還協定第三条5項のような国県有財産の引継ぎに関する規定がないが、その引継ぎはどうなるのか。

答

沖縄における国県有地等国及び旧沖縄県の財産については、所有権が米側に移転されたわけではなく、単に琉球財産管理官の管理の下に置かれていたにすぎず、この米側による管理は、沖縄の施政権返還とともに終了して、これらの財産は、わが国の管理の下に帰することとなる。従つて、これらの財産の引継ぎを協定に規定する必要はない。

(国県有財産の取扱いについては、確認的なりとも協定に規定すべきではなかつたのかとの質問に対しては、)

沖縄の復帰とともにこれらの財産が日本側の管理の下に帰するということは、施政権がわが国に返還される以上当然であり、こ

の点について日米間においても何ら異論のないところであるので、
あえて協定に確認規定を設ける必要はなかつたものである。

問六一 46 米国が行なつて来た施政に関連する公文書、証拠物件等の引継ぎはどうするのか。

答 沖繩における米国の施政に関連する公文書、証拠物件等には、復帰後の沖繩における行政等のためわが国が引継ぐ必要のあるものがあるので、その引継ぎの対象の範囲、方法等について日米間で話し合いを行なつてゐる。

沖繩の場合には、平和条約発効後短時日で返還された奄美の場合及び住民の数も少なかつた小笠原の場合とは異なり、米国の施政は、長期にわたり、かつ、その実体も複雑であるので、引継ぐべき公文書の整理、引継方法の具体化等にお時日を要する次第である。政府としては、今後とも米側と協議して本件引継ぎに遺漏なきを期する所存である。

問六 一⁴⁷ 通貨の交換については、奄美返還協定の場合のごとく協

定中に規定する必要はなかつたのか。

答 奄美の場合には、米政府が発行したB円が流通していたので、このB円債務の処理について協定に規定する必要があつた。沖縄の場合には、小笠原の場合と同様、住民が保有している米ドルを復帰後すみやかに本邦通貨と交換する予定であるが、これらの米ドルは、対外支払手段として有効に使用しうるものであるので、奄美返還協定第三条1項のような規定を今回の協定に置く必要はない。

問六 1 48 奄美返還協定第三条3項にいう奄美の郵政関係の債権債務の処理はどのようになつてゐるか。

答 1 政府は、昭和三十一年米國政府に対し、協定第三条第三項に定める勘定の決済を行ないたい旨申し入れた。これに対して米國政府は、昭和三十三年在日大使館を通じ次の点を申し入れて来た。すなわち、(1) 決済を行なうにあつてまず双方の債権債務に関する突合作業を行なう必要があること、(2) 勘定の諸項目中、前記日本側申入れの際言及された沖縄住民の有する行政権分離前の郵便貯金、簡易生命保険等債権については、日本政府が債務支払のための措置を講ずるべきであること。米側の申入れに対しわが方は、昭和三十五年、米側提案の方法で解決することに同意した。

2 そこで、沖縄住民が有する戦前の債権の処理に関しては、沖

繩現地当局とわが方郵政当局との間で話し合いを進めた結果、昭和四十四年「沖繩住民の有する行政権分離前の郵便貯金、簡易生命保険等の支払問題の解決措置に関する覚書」の作成によつて解決をみるに至つた。

3 その他の債権債務については、日、琉、米それぞれの当局の担当官が協力して突合作業を行なつてきたのであるが、沖繩返還が具体的日程にあがるに従い、返還に伴つて琉政の郵政活動は、わが国のそれに併合されるに至ることが予想されるに至つたので、本件債権債務の処理に関しては、沖繩復帰に伴う事務処理の一環として復帰後、郵政省が引き継ぎ国内的に処理することとした。

問六一 49 政府は、本件債権債務をどのような形で処理する方針であるか。米国民政府が自から支払うべきではないか。

答 本件債権債務は、地方的共同体たる琉球政府の郵政庁と日本政府郵政省との間の債権債務の問題であつて、協定第三条第三項が本件債権債務について「日本国民政府とアメリカ合衆国民政府との間で、後日合意されるとおりに決済しなければならぬ。」と定めたのは、琉球政府に涉外権がなかつたためであり、この規定は、米国民政府が本件債権債務を引き継ぐに至つたことを意味するものではない。しかるところ、沖縄の復帰が今や現実の問題となるに至つたので、政府としては、本件債権債務の処理に関しては、これら債権債務の実体にかんがみ沖縄復帰に伴う事務処理の一環として、復帰後、郵政省が国内的に処理することとする方針である。

問六一 50

奄美返還協定第三条3項は、「日本国政府はアメリカ合衆国政府との間で、合意されるとおりに決済しなければならぬ。」と定めている以上、日米両政府としては、沖繩の返還の時期とは無関係に、「合意」を行なうことによつてのみ、本件債権債務の最終的解決が図りうるのではないか。

答 第三条第三項は、「奄美群島における郵便組織と南西諸島の他の島における郵便組織との間の勘定」を解決することについて定めているところ、奄美協定署名当時には、沖繩返還の見通しは立っており、かかる状況下では、琉球政府の涉外権を有する米国政府のみが日本政府との間に合意を行なうる立場にあつたため、質問にあるような規定ぶりになつたのであり、右のごとき状況が変化し、沖繩が復帰した時には、本件債権債務の実体的性

格（問六一49に対する答参照）に着目して、日本側の国内問題として処理することには何ら問題がない。なお、米政府も右にのべたわが方立場に何ら異存がない旨を述べている。

問六一 51 小笠原返還の場合には、日米間の資産の引継ぎは、どのようなにしたのか。

答 小笠原返還の場合においては、米国の財産は次のように処理された。

- (イ) 小笠原返還協定第三条1項により米軍が地位協定に従つて復帰後も使用することとなつた硫黄島及び南鳥島のロラン局を除き、復帰前に米軍が使用していた設備及び用地は、わが国に引き渡された。(同三条2項)
- (ロ) 米国気象局が運営していた南鳥島の測候所は、日本政府に引き渡された。(同第四条)
- (ハ) 右のほか、米側が使用していた種々の機材等の動産で復帰後においても小笠原等で使用しうるものがあつたので、わが方の関係機関(防衛庁、海上保安庁、気象庁、自治省、東京都及び

東京電力）がそれぞれ米側関係当局との間に契約を締結してこれらの動産を購入した。